（10）浸水継続時間×緊急輸送道路

1）全体

市南部を東西に走る国道 50 号沿いでは、沿道の広範囲※1 で 1 週間以上 2 週間未満の浸水継続が想定されており、洪水発生時の避難・救助や物資供給等への影響が長期化する可能性があります。また、市中央を南北に貫く緊急輸送道路沿い※2 でも、12 時間未満の浸水継続が想定されています。

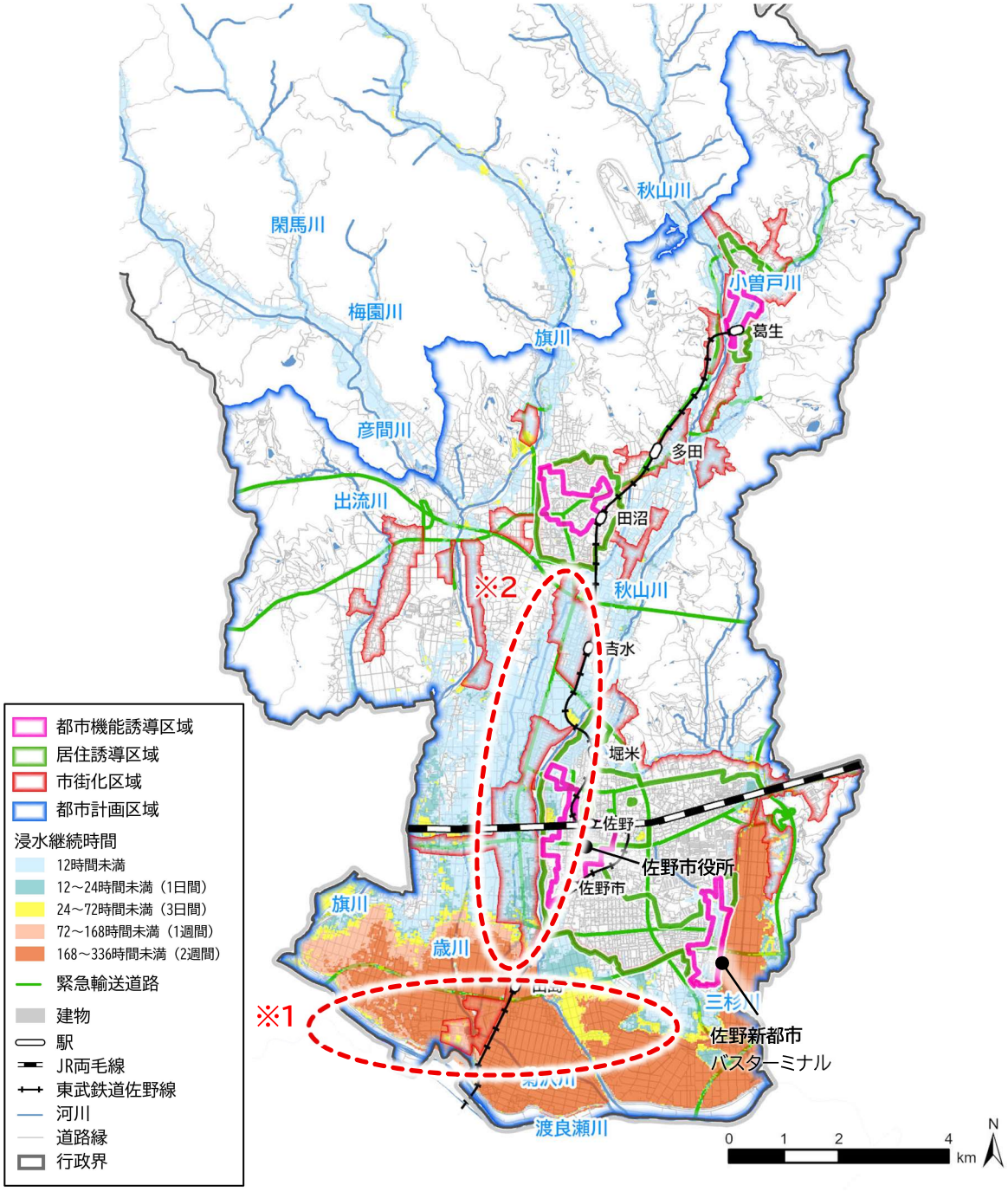


図 7-52　浸水継続時間×緊急輸送道路（令和 7（2025）年 7 月時点）

2）佐野エリア･佐野新都市エリア

居住誘導区域内の西部（秋山川左岸）において、12 時間未満の浸水継続が想定されている区域に緊急輸送道路が通っており、洪水発生時には通行できなくなるおそれがあります。

居住誘導区域外では、一定の浸水継続が想定されている区域に緊急輸送道路が通っており、洪水発生時に通行できなくなるおそれがあります。

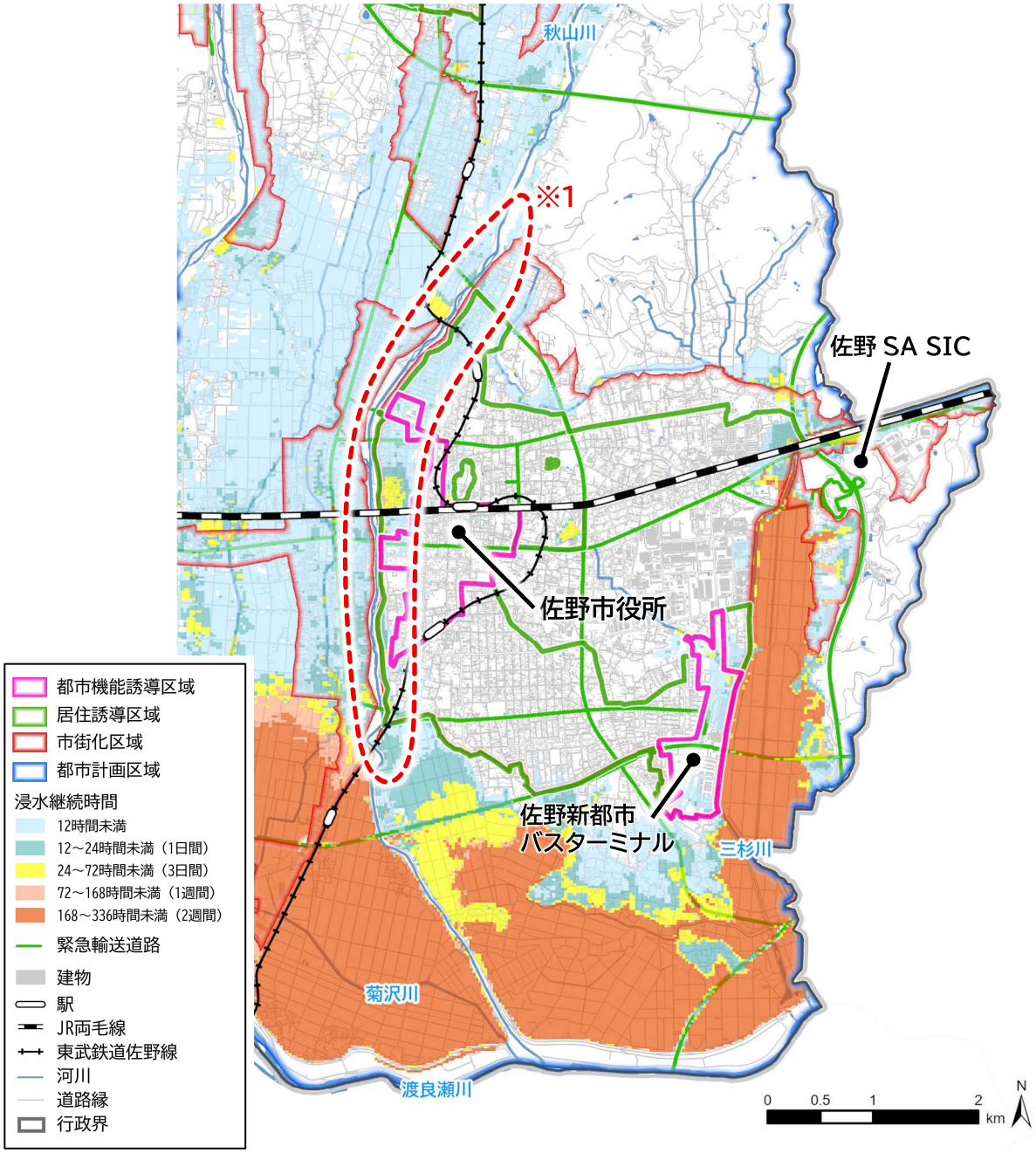


図 7-53　浸水継続時間×緊急輸送道路
（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

居住誘導区域では、大部分で浸水継続が想定されておらず、緊急輸送道路への影響は限定的と考えられます。

居住誘導区域外では、一定の浸水継続が想定される区域に緊急輸送道路が通っており、洪水発生時には通行できなくなるおそれがあります。

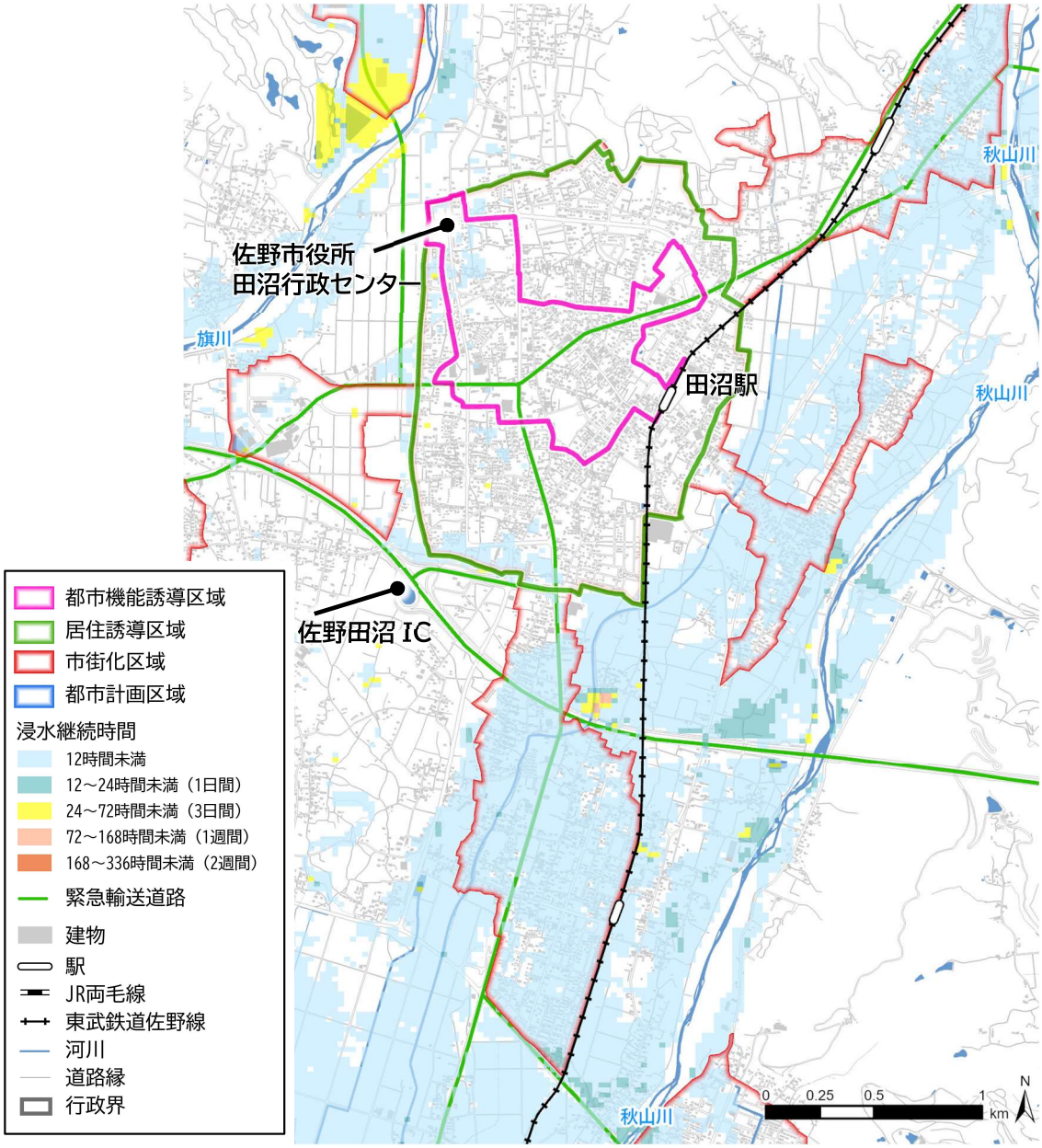


図 7-54　浸水継続時間×緊急輸送道路（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

居住誘導区域において、12 時間未満の浸水が想定される区域に緊急輸送道路が通っており、洪水発生時には通行できなくなるおそれがあります。

居住誘導区域外でも、一定の浸水継続が想定される区域に緊急輸送道路が通っており、洪水発生時には通行できなくなるおそれがあります。

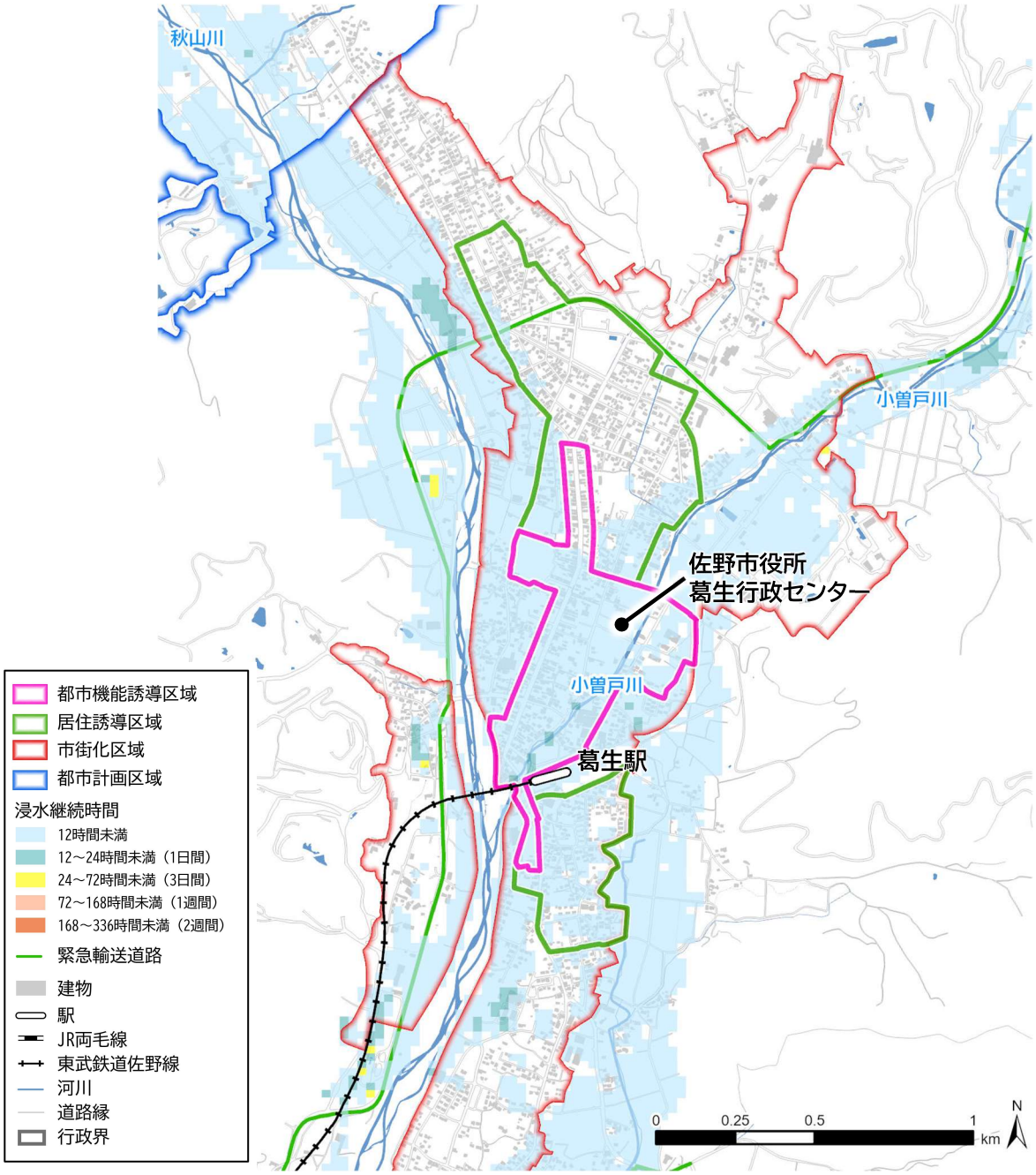


図 7-55　浸水継続時間×緊急輸送道路（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(11) 浸水継続時間×指定避難所等

1) 全体

居住誘導区域において、12 時間未満の浸水継続が想定されている区域に避難所が立地しており、機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

居住誘導区域外については、一定の浸水継続が想定される区域に避難所が立地しており、機能障害や避難所への物資の供給、傷病者の救助等への影響の長期化、アクセスが困難になるなどのおそれがあります。

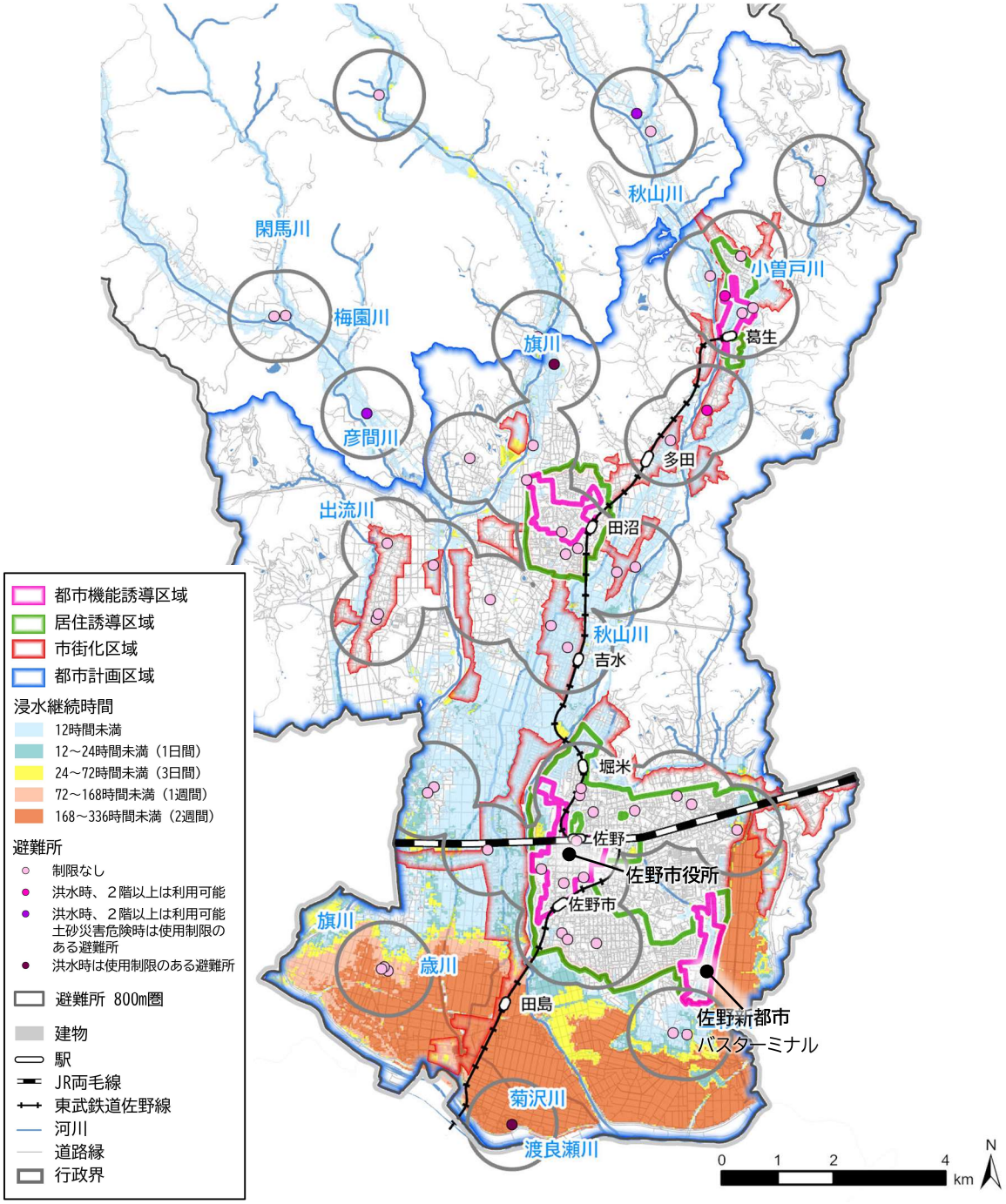


図 7-56　浸水継続時間×指定避難所等（令和 7（2025）年 7 月時点）

2）佐野エリア･佐野新都市エリア

居住誘導区域では、水害時の一時避難場所であるイオンモール佐野新都市屋上駐車場を除き、浸水継続が想定されている区域に避難所は立地していません。

居住誘導区域外については、一定の浸水継続が想定される区域に立地している避難所があり、洪水時には、機能障害や避難所への物資の供給、傷病者の救助等への影響の長期化、アクセスが困難になるなどのおそれがあります。

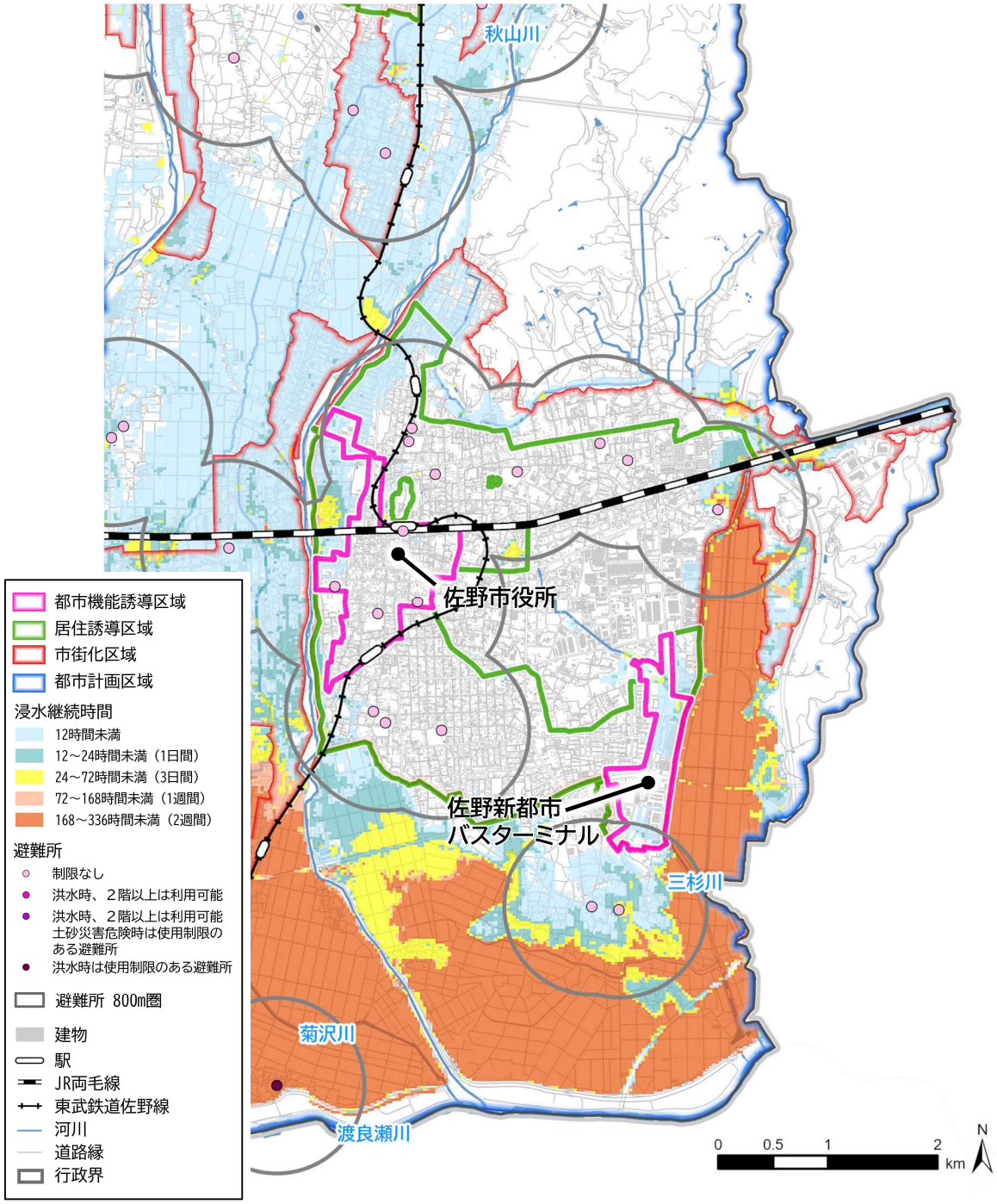


図 7-57　浸水継続時間×指定避難所等
（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

居住誘導区域では、浸水継続が想定されている区域に避難所は立地していません。

居住誘導区域外については、一定の浸水継続が想定される区域に立地している避難所があり、洪水時には、機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

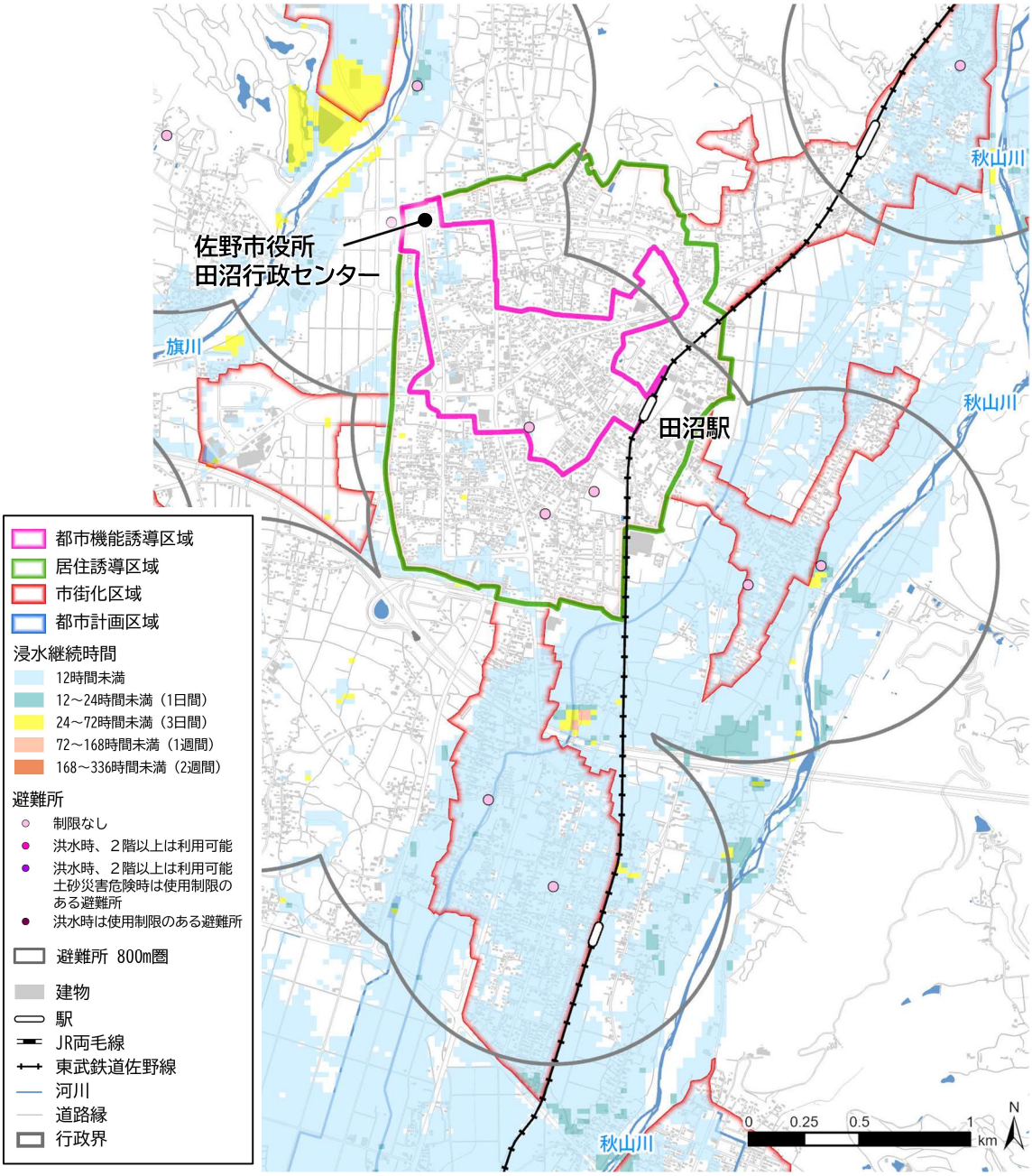


図 7-58　浸水継続時間×指定避難所等（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

居住誘導区域では、12 時間未満の浸水継続が想定されている区域に、複数の避難施設が立地※1,2しており、洪水発生時には機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

居住誘導区域外については、一定の浸水継続が想定される区域に立地している避難所があり、洪水時には、機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

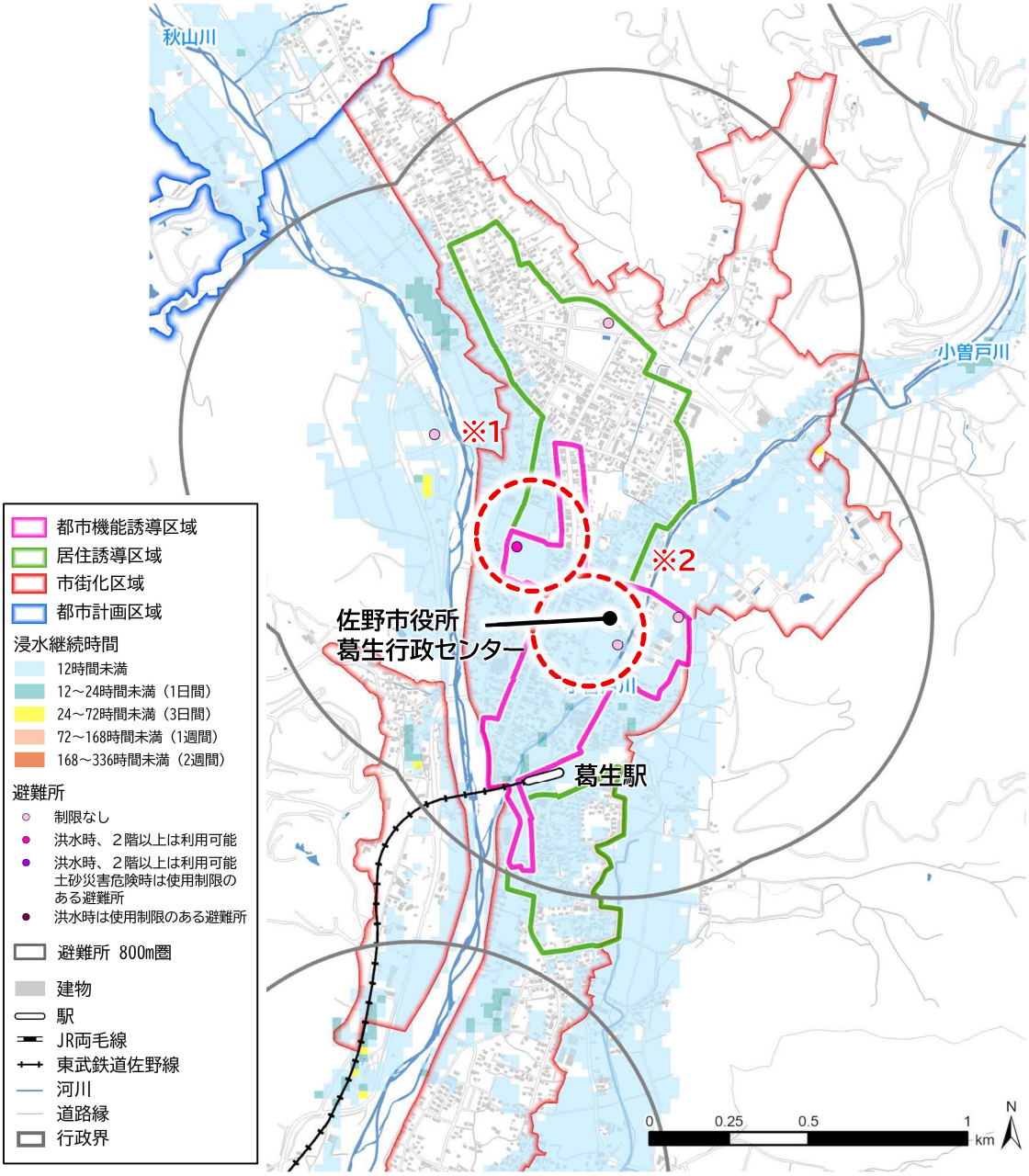


図 7-59　浸水継続時間×指定避難所等（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(12) 浸水継続時間×建物分布

1) 全体

居住誘導区域において、1 週間未満の浸水継続が想定されている区域に約 4,000 棟（居住誘導区域内の建物の約 15%）の建物が立地[※1~3]しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。1 階建ての建物も約 1,500 棟（居住誘導区域内の建物の約 5%）立地しており、洪水時には垂直避難が困難になるおそれがあります。

居住誘導区域外については、一定の浸水継続が想定される区域に建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

なお、浸水時に孤立するリスクのある 72 時間以上の浸水継続が想定される区域は存在しません。

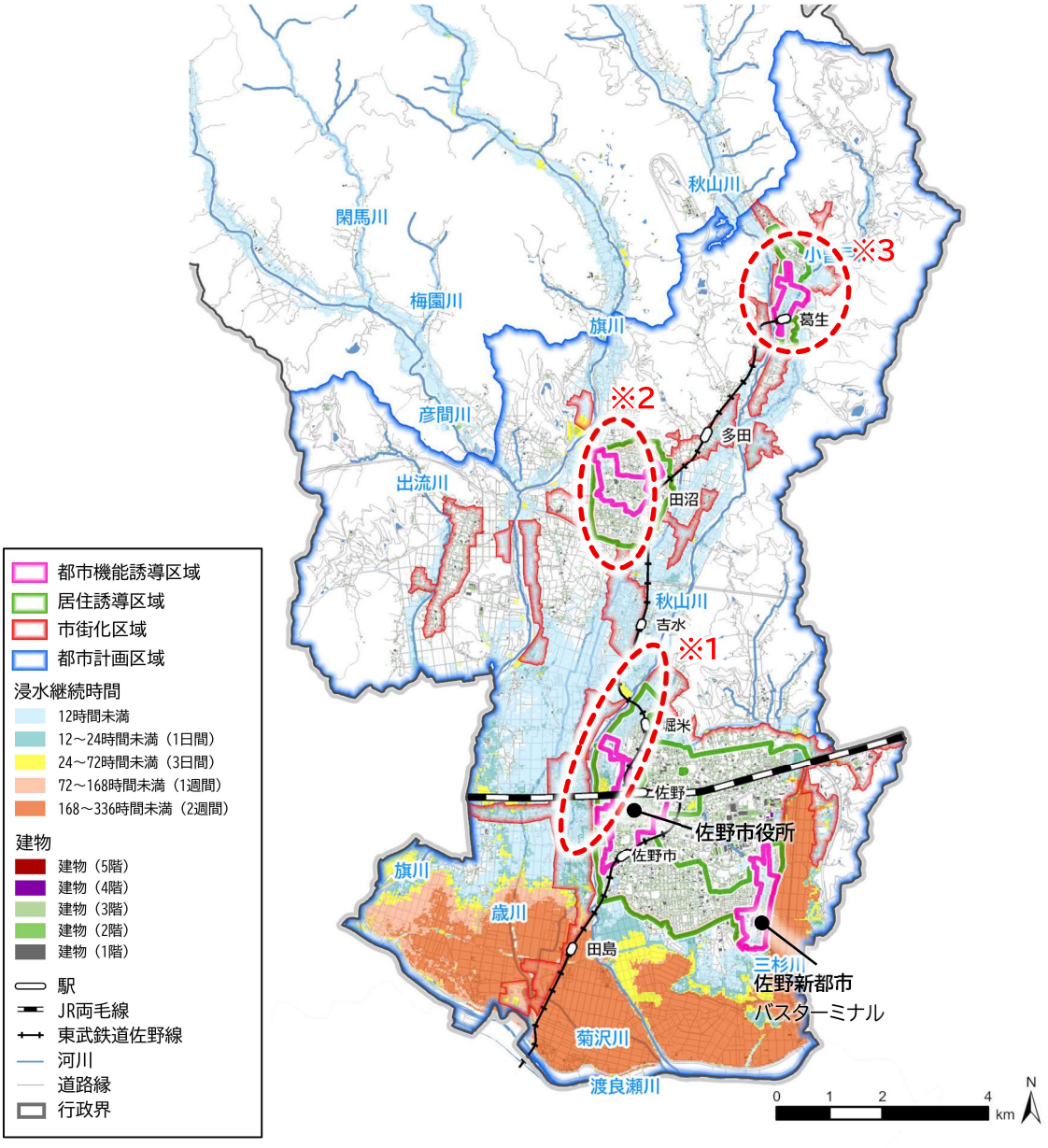


図 7-60　浸水継続時間×建物分布（令和 7（2025）年 7 月時点）

2）佐野エリア・佐野新都市エリア

居住誘導区域内の西部（秋山川左岸）※1 や東端部（関川町）※2 では 1 週間未満の浸水継続が想定されている区域に、約 1,000 棟（居住誘導区域内の建物の約 5%）の 1 階建ての建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

居住誘導区域外では、一定の浸水継続が想定されている区域に、多くの建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

なお、浸水時に孤立するリスクのある 72 時間以上の浸水継続が想定される区域は存在しません。

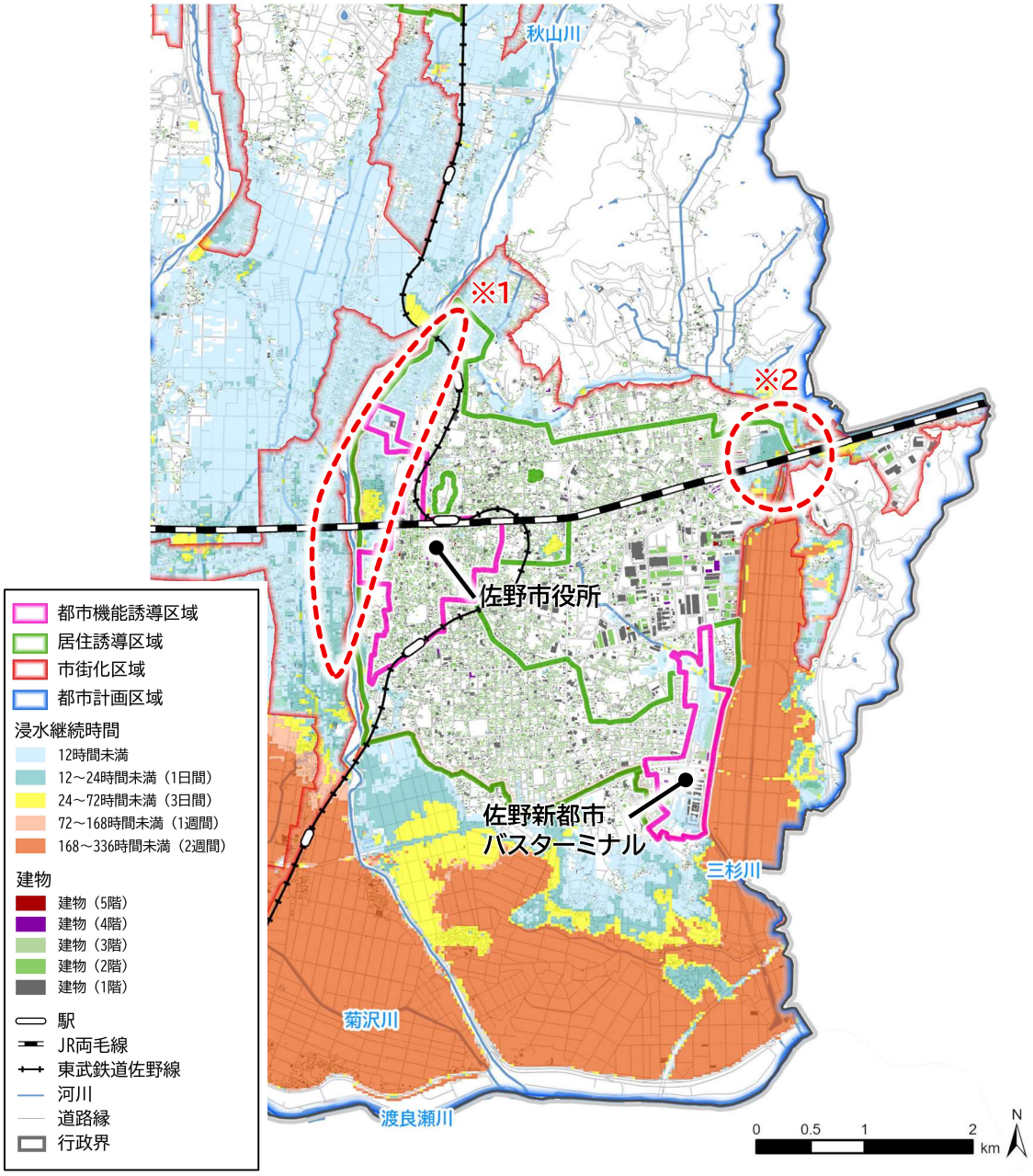


図 7-61　浸水継続時間×建物分布

（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

居住誘導区域の西部や南部の縁辺部で、12 時間未満の浸水継続が想定される区域において約 70 棟（居住誘導区域内の建物の約 2%）の 1 階建ての建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

居住誘導区域外においては、一定の浸水継続が想定されている区域に、多くの建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

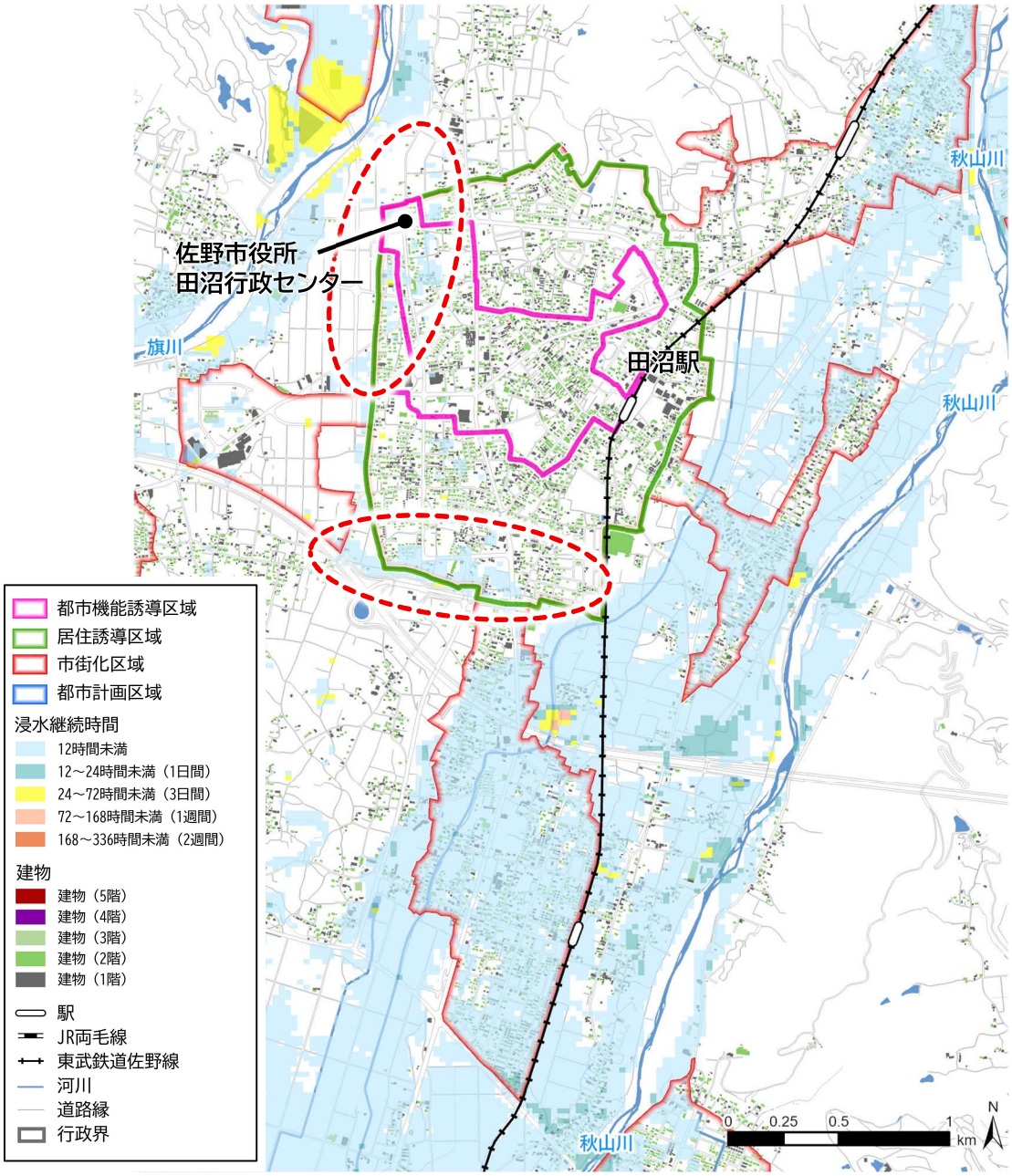


図 7-62　浸水継続時間×建物分布（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

居住誘導区域内では、12 時間未満の浸水継続が想定される区域において、約 400 棟（居住誘導区域内の建物の約 20%）の 1 階建ての建物が立地しており、浸水による建物への被害のおそれがあります。

居住誘導区域外においても、一定の浸水継続が想定されている区域があります。

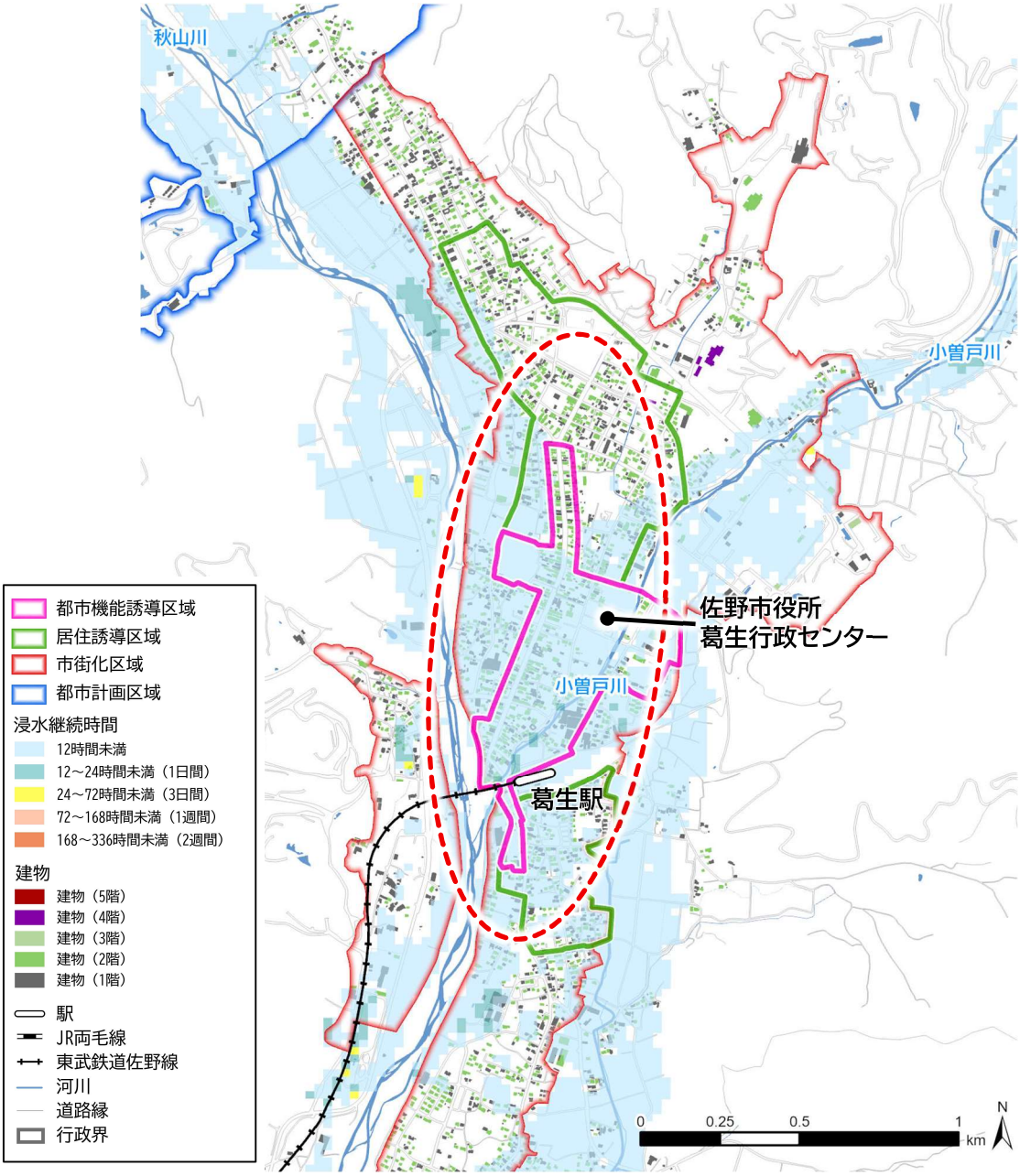


図 7-63　浸水継続時間×建物分布（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(13) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食･氾濫流)×建物分布

1) 全体

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、秋山川、旗川沿いに指定されており、建物が立地している区域※1~4もあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、渡良瀬川、秋山川、旗川の一部流域で指定されており、建物が立地している区域※5もあります。

なお、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）は、居住誘導区域から除外しています。

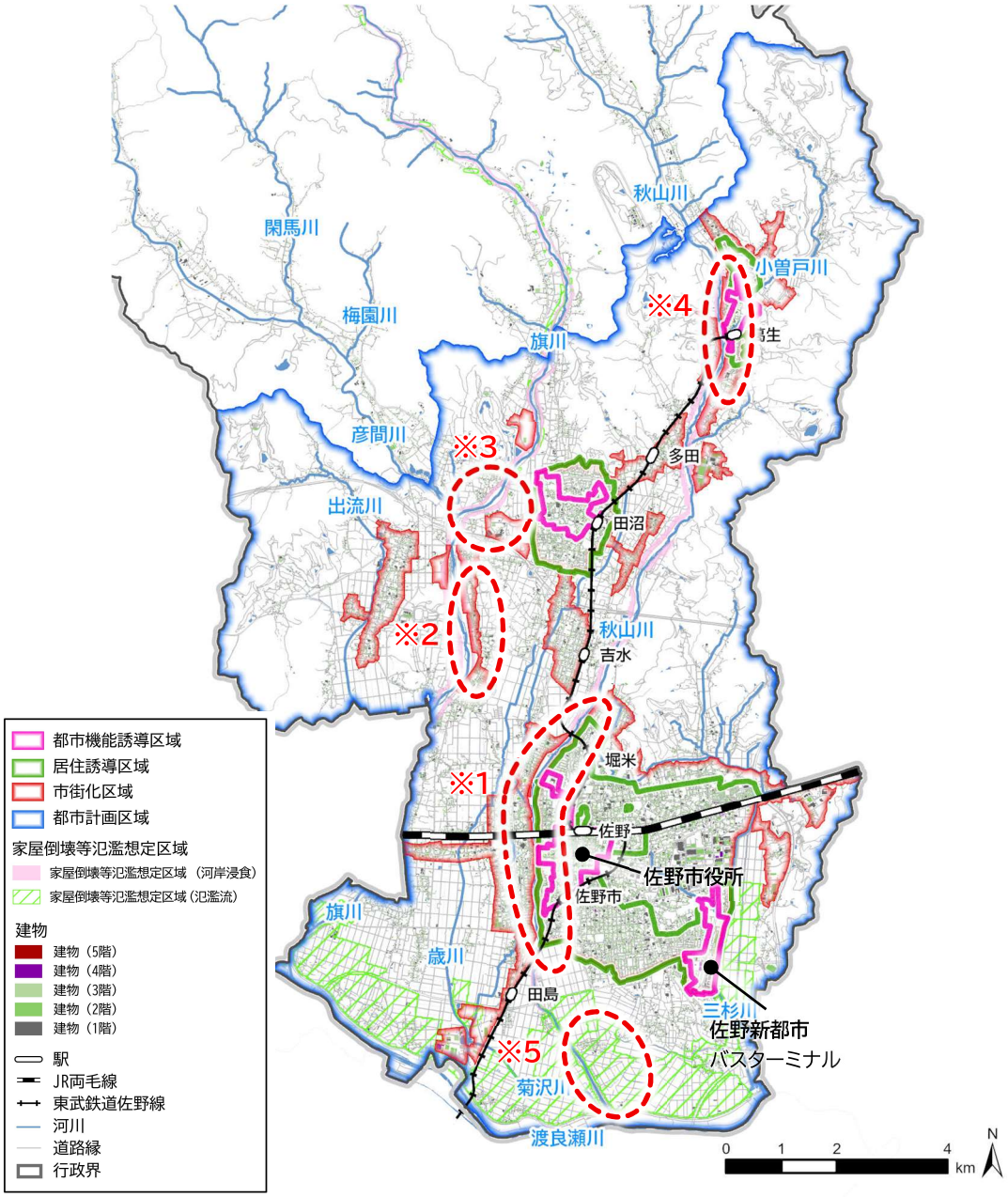


図 7-64　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）×建物分布
（令和 7（2025）年 7 月時点）

2）佐野エリア･佐野新都市エリア

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）は、居住誘導区域から除外していますが、居住誘導区域外では、建物が立地している地域があります。

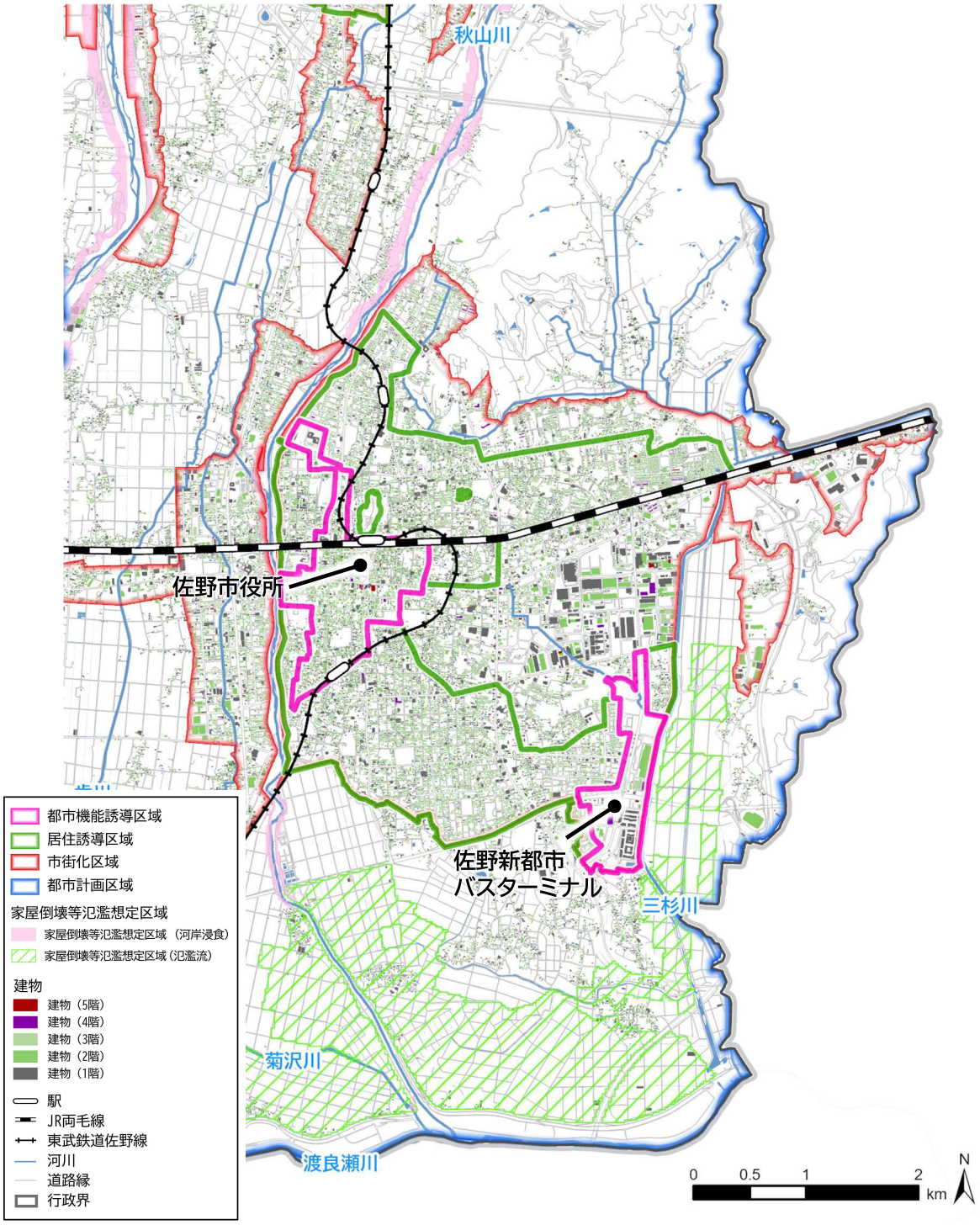


図 7-65　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）×建物分布
（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、居住誘導区域から除外していますが、居住誘導区域外では、建物が立地している地域があります。なお、同エリアは、氾濫流が存在しておりません。

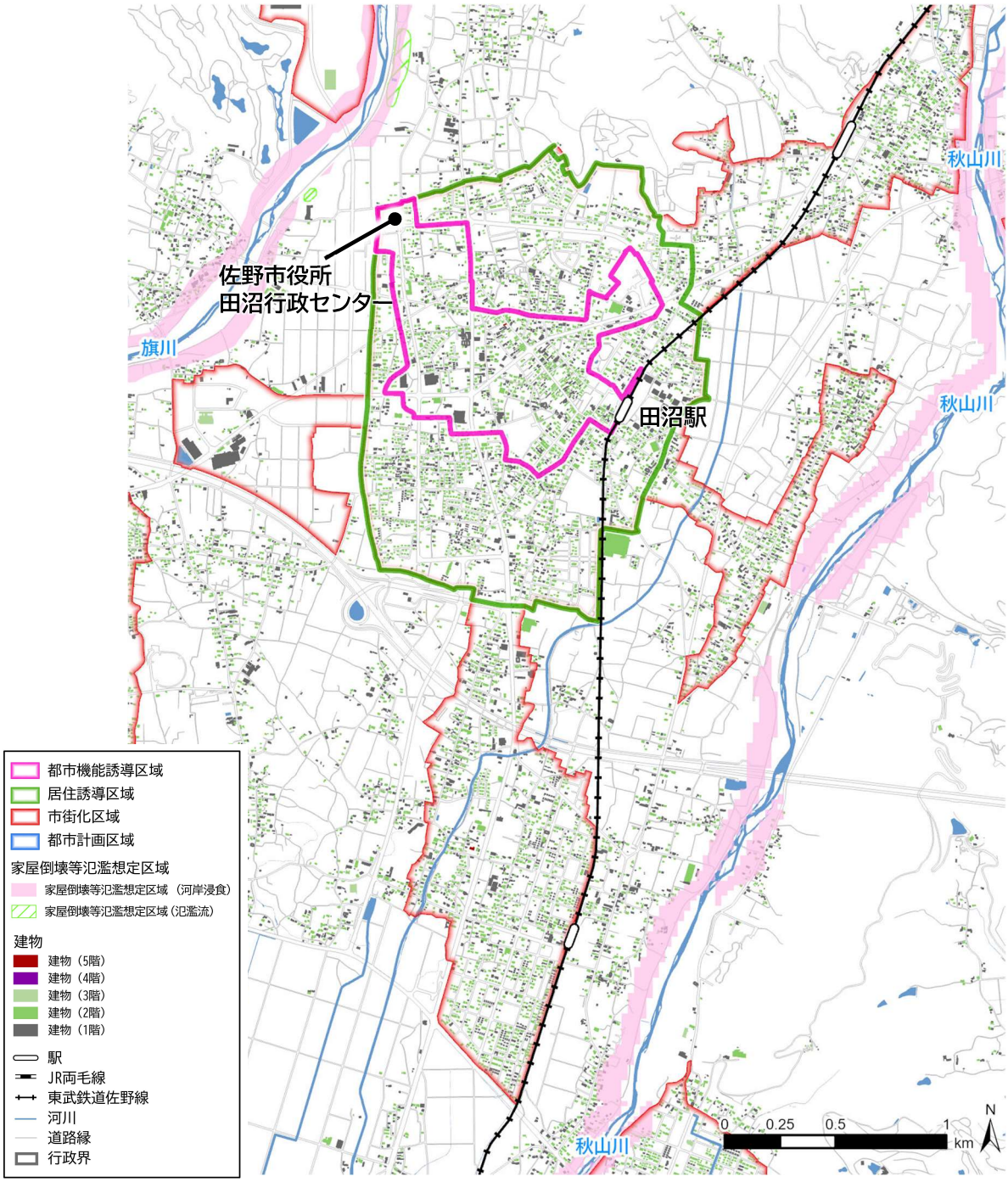


図 7-66　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）×建物分布
（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、居住誘導区域から除外していますが、居住誘導区域外では、建物が立地している地域があります。なお、同エリアは、氾濫流が存在しておりません。

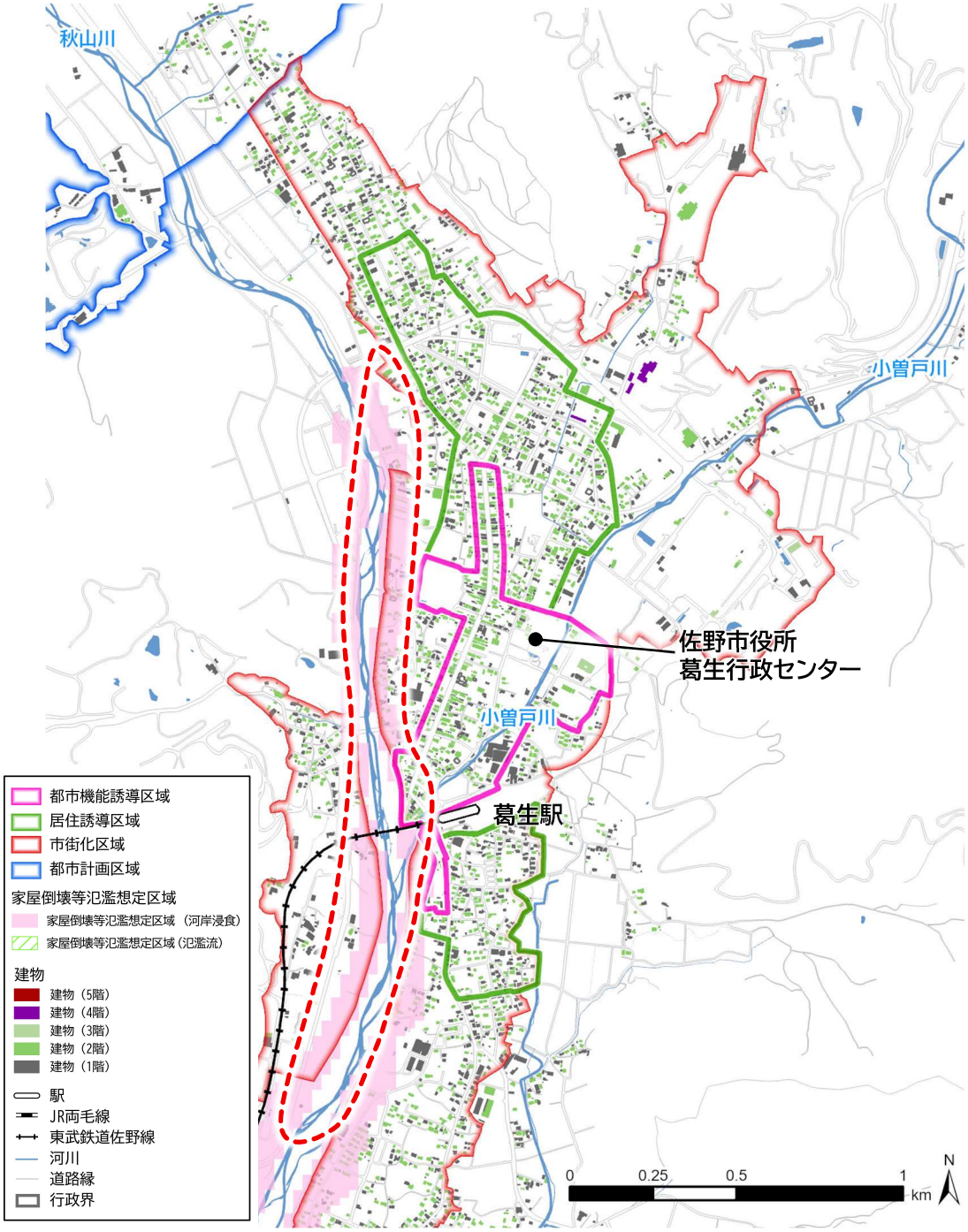


図 7-67　家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）×建物分布
（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(14) 令和元(2019)年東日本台風被害×建物分布

1) 全体

小曽戸川や秋山川、旗川沿いにおいて多くの建物が立地している地域※1,2が浸水しました。葛生エリアや佐野エリアの居住誘導区域内においても、多くの建物が立地している地域が浸水しました。

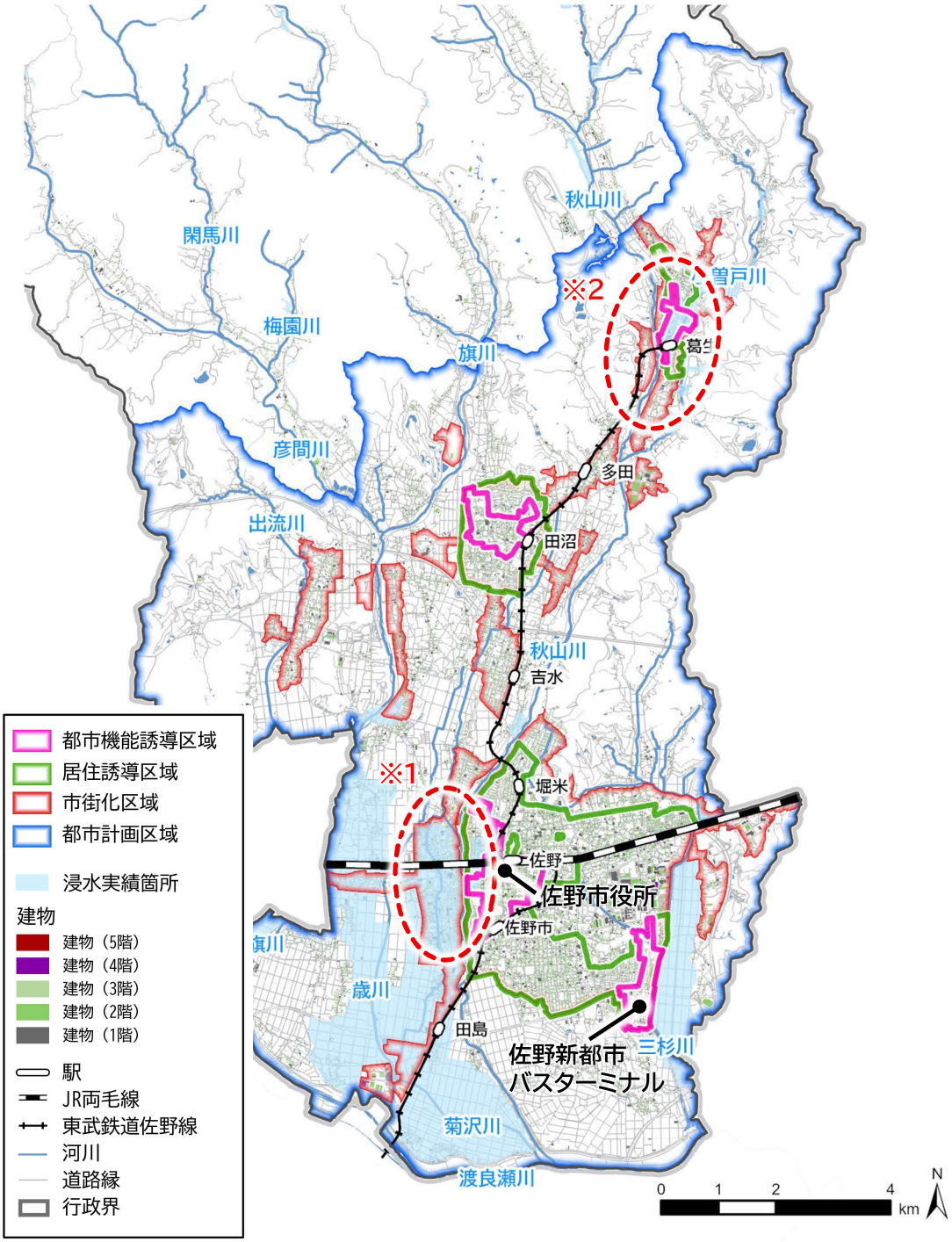


図 7-68　令和元(2019)年東日本台風被害×建物分布（令和 7（2025）年 7 月時点）

2）佐野エリア･佐野新都市エリア

居住誘導区域では、西部（天神町等）の多くの建物が立地している区域で浸水しました。
居住誘導区域外においても、多くの建物が立地している地域で浸水しました。

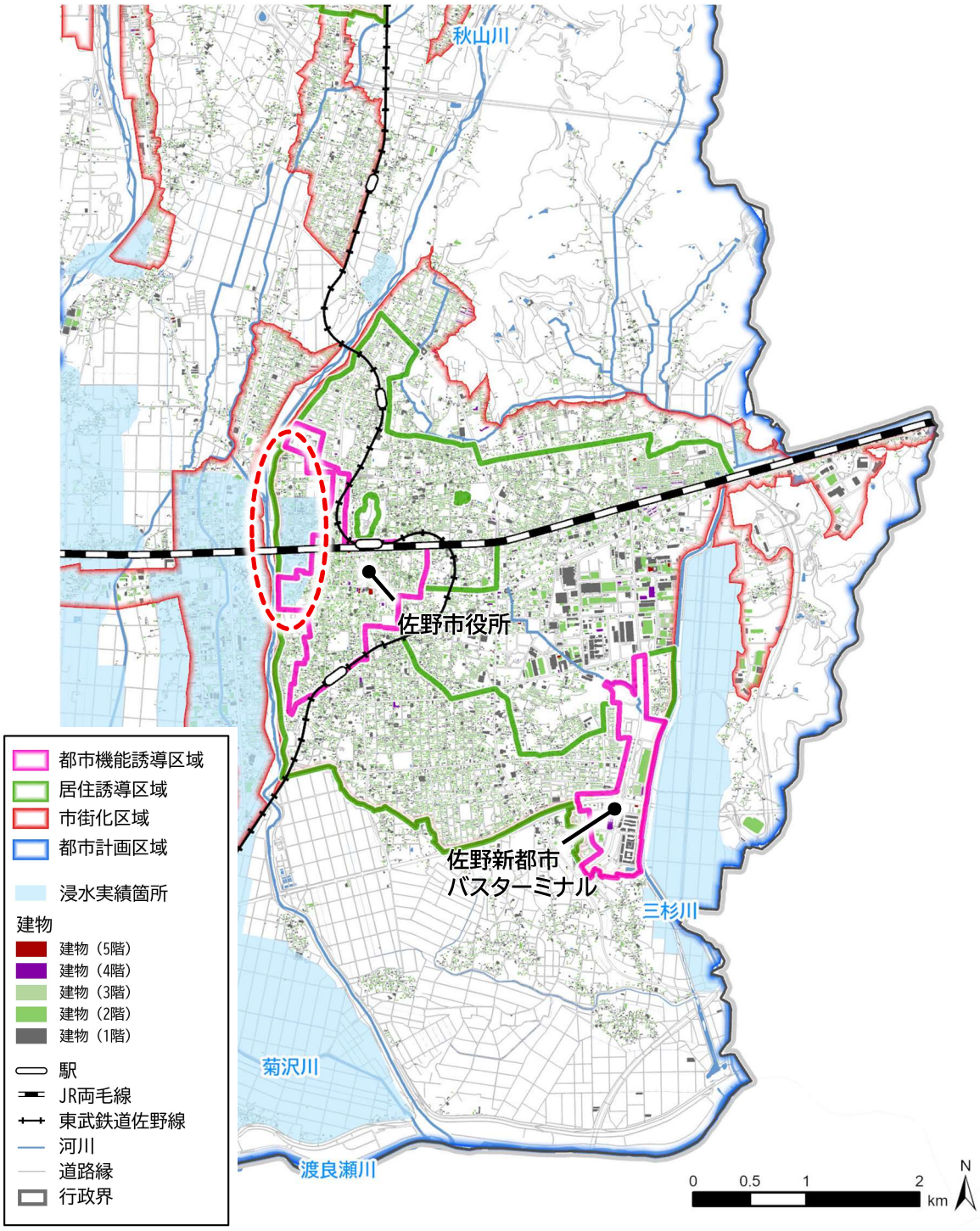


図 7-69　令和元(2019)年東日本台風被害×建物分布
（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

田沼エリアでは、浸水実績箇所は存在しません。

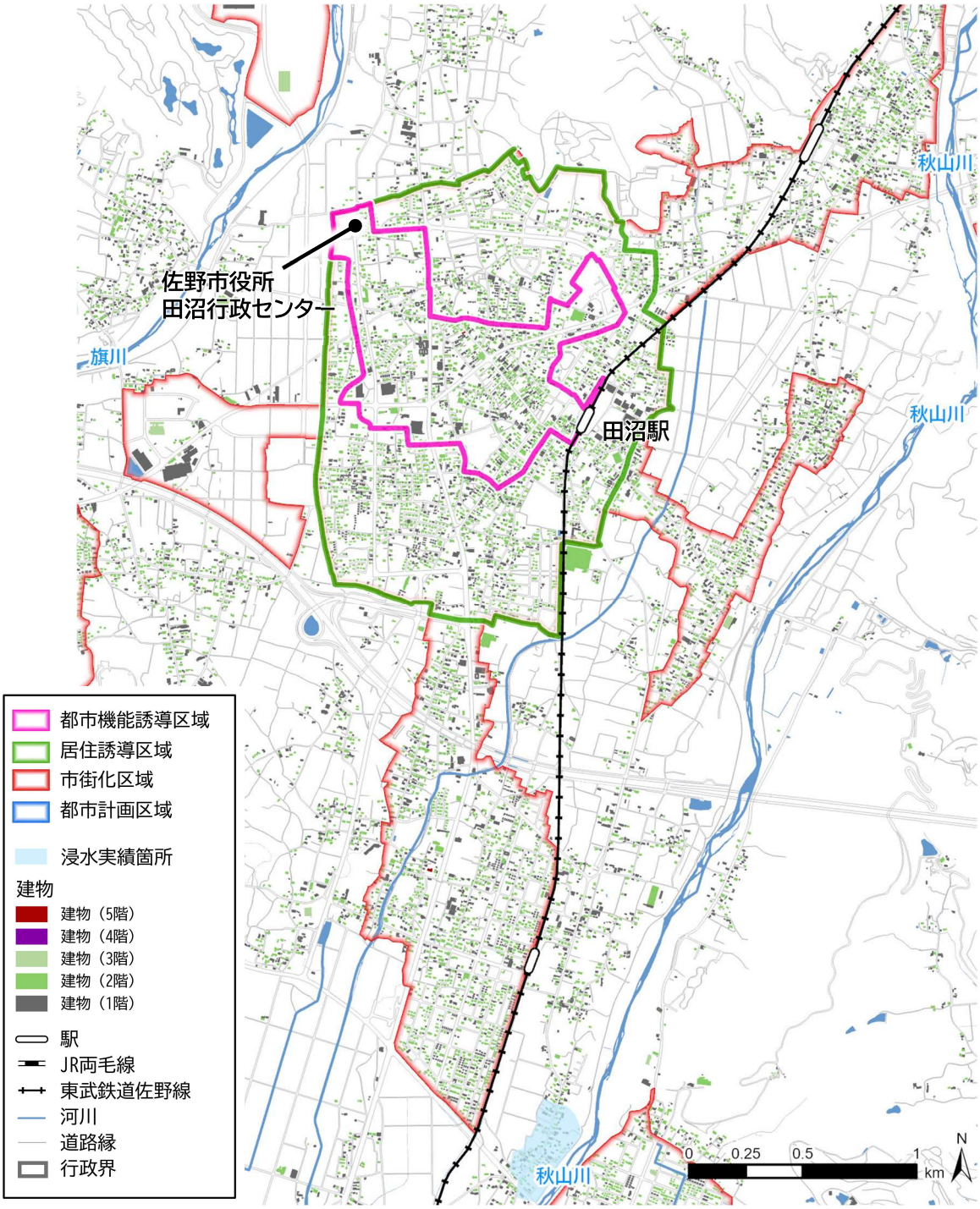


図 7-70　令和元（2019）年東日本台風被害×建物分布
（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

居住誘導区域では、多くの建物が立地している中央部において浸水しました。
居住誘導区域外においても、一定の建物が立地している地域で浸水しました。

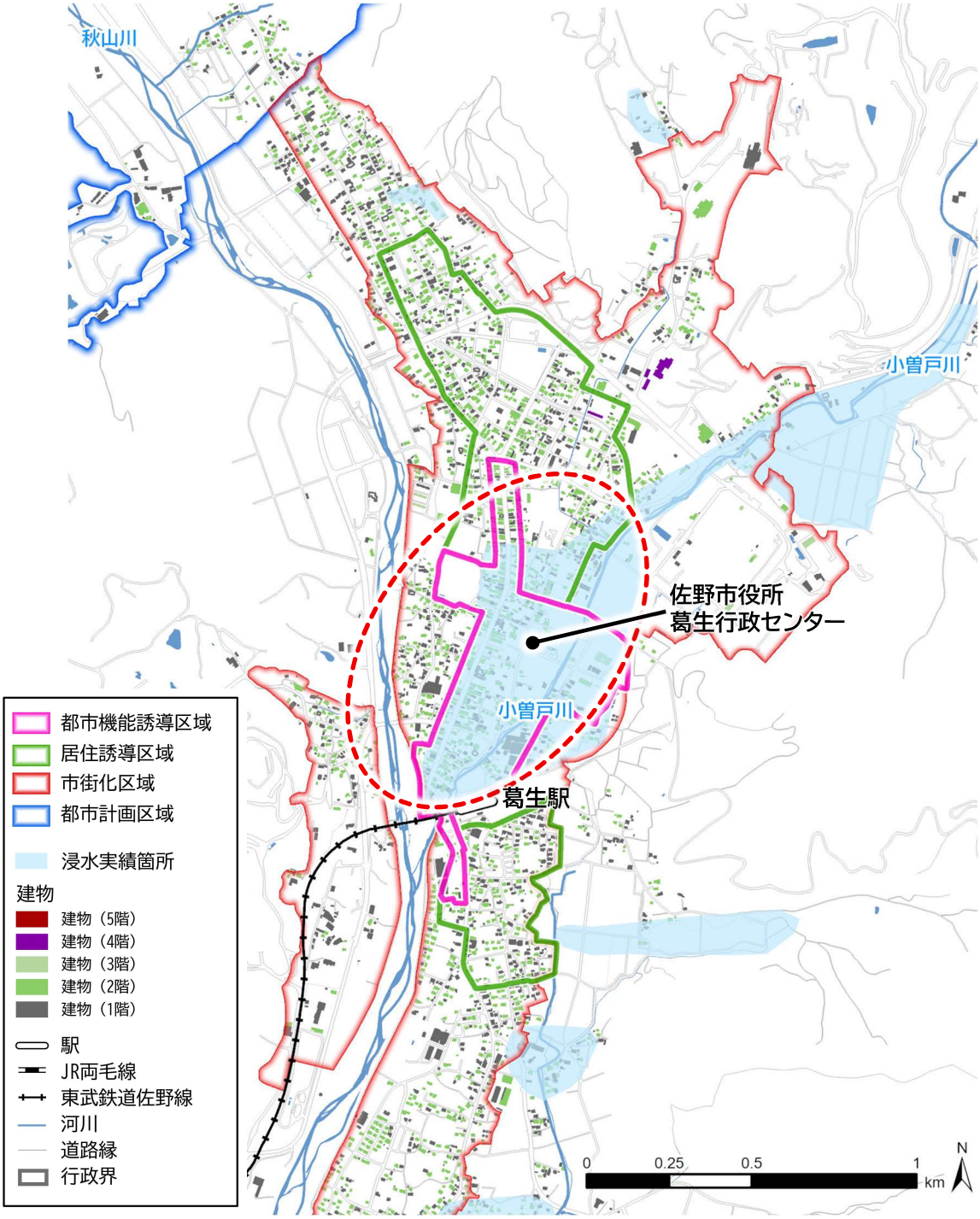


図 7-71　令和元（2019）年東日本台風被害×建物分布
（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(15) 土砂災害(特別)警戒区域×大規模盛土造成地

1) 全体

居住誘導区域に大規模盛土造成地は存在しません。

居住誘導区域外においては、市街化区域の境界付近に複数の大規模盛土造成地（注）が存在[※1~3]します。

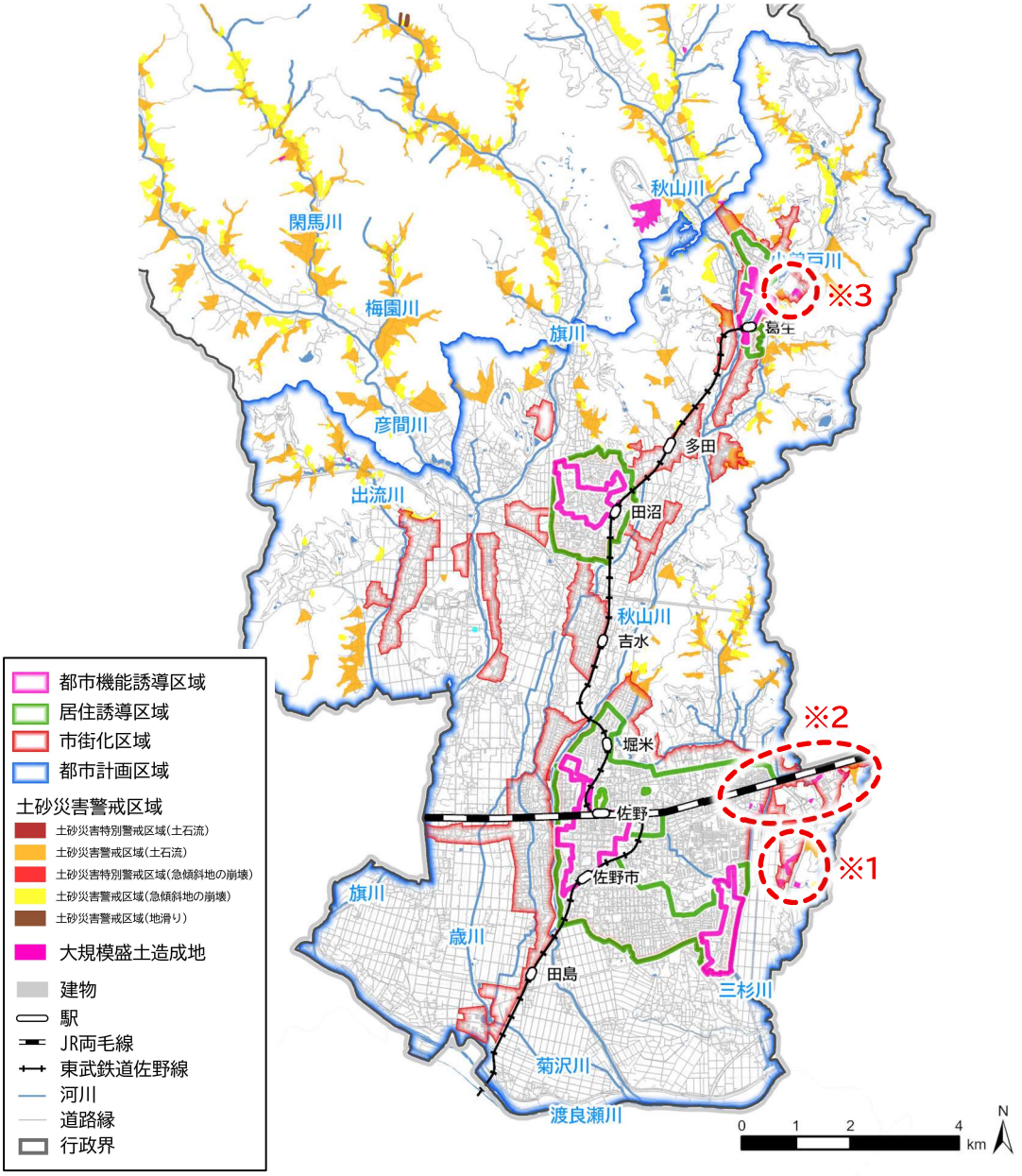


図 7-72　土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地（令和 7（2025）年 7 月時点）

(注)大規模盛土造成地・・・谷間や山の斜面に盛土を行った造成宅地のうち、以下の 2 種類の形式に分類される盛土の造成地を「大規模盛土造成地」と呼びます。
①谷埋め型大規模盛土造成地（盛土をした土地の面積が 3,000 ㎡以上）
②腹付け型大規模盛土造成地（盛土をする前の地山の傾斜が 20 度以上の角度かつ盛土高 5m 以上）

2）佐野エリア・佐野新都市エリア

居住誘導区域に大規模盛土造成地は存在しません。

居住誘導区域外においては、居住誘導区域や市街化区域の境界付近に複数の大規模盛土造成地が存在します。

町谷工業団地※1 における大規模盛土造成地は、隣接地に住宅が立地しているほか、土砂災害警戒区域（土石流）にも一部かかっています。

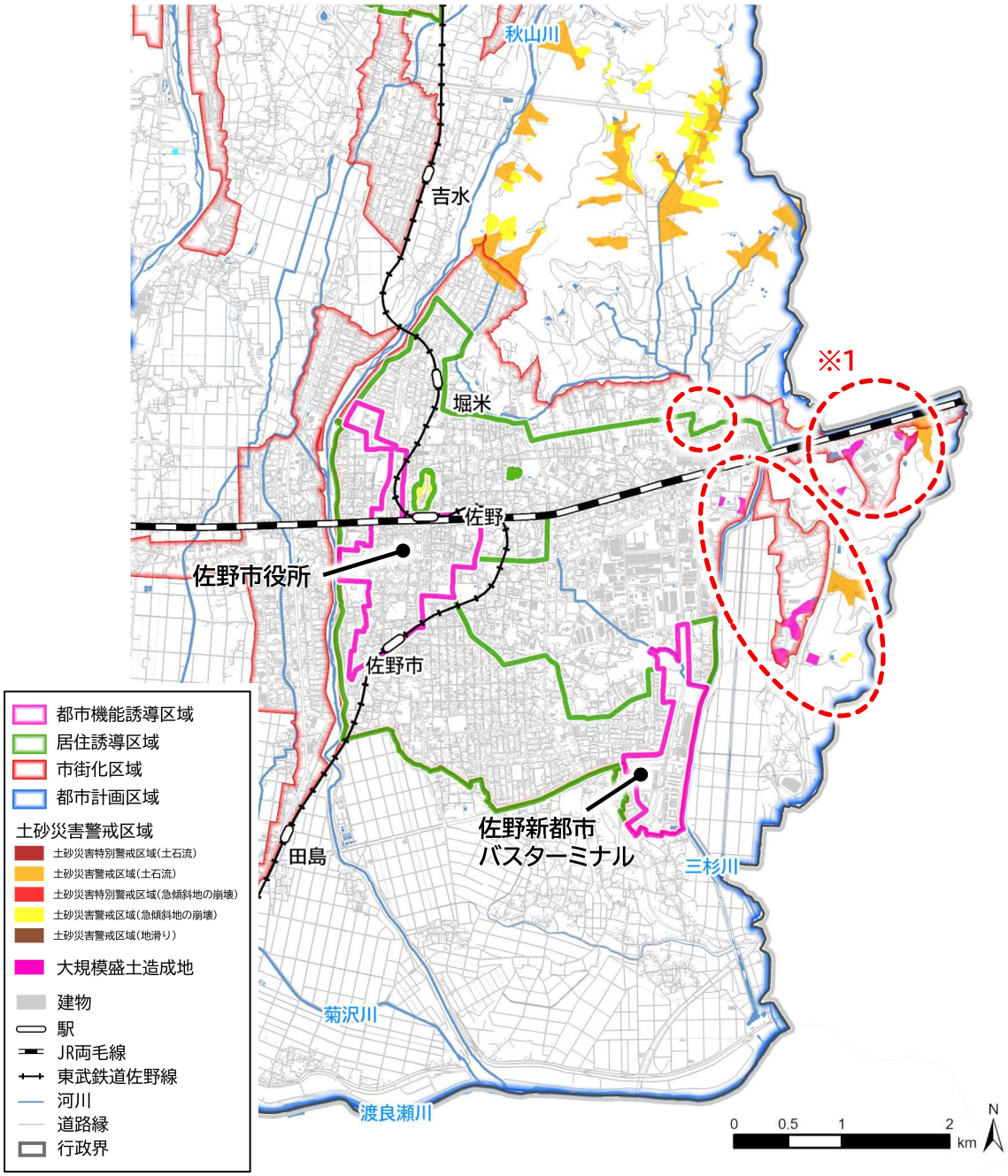


図 7-73　土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地
（佐野エリア・佐野新都市エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

3) 田沼エリア

居住誘導区域内には大規模盛土造成地は存在しません。

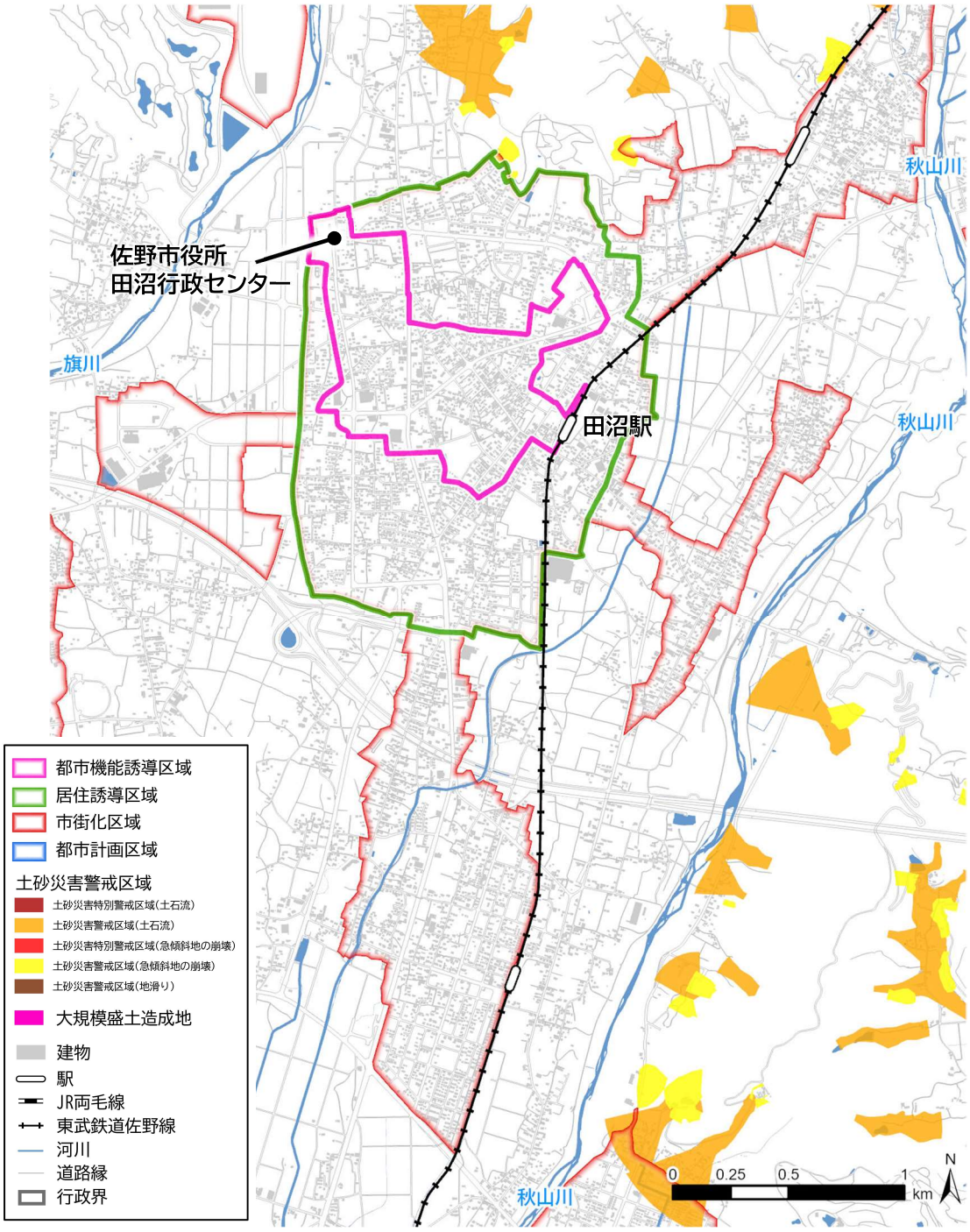


図 7-74　土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地
（田沼エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

4）葛生エリア

居住誘導区域に大規模盛土造成地は存在しません。

居住誘導区域外においては、市街化区域の境界付近に複数の大規模盛土造成地が存在[※1・2]します。また、土砂災害警戒区域（土石流）に一部かかっている大規模盛土造成地[※2]があります。

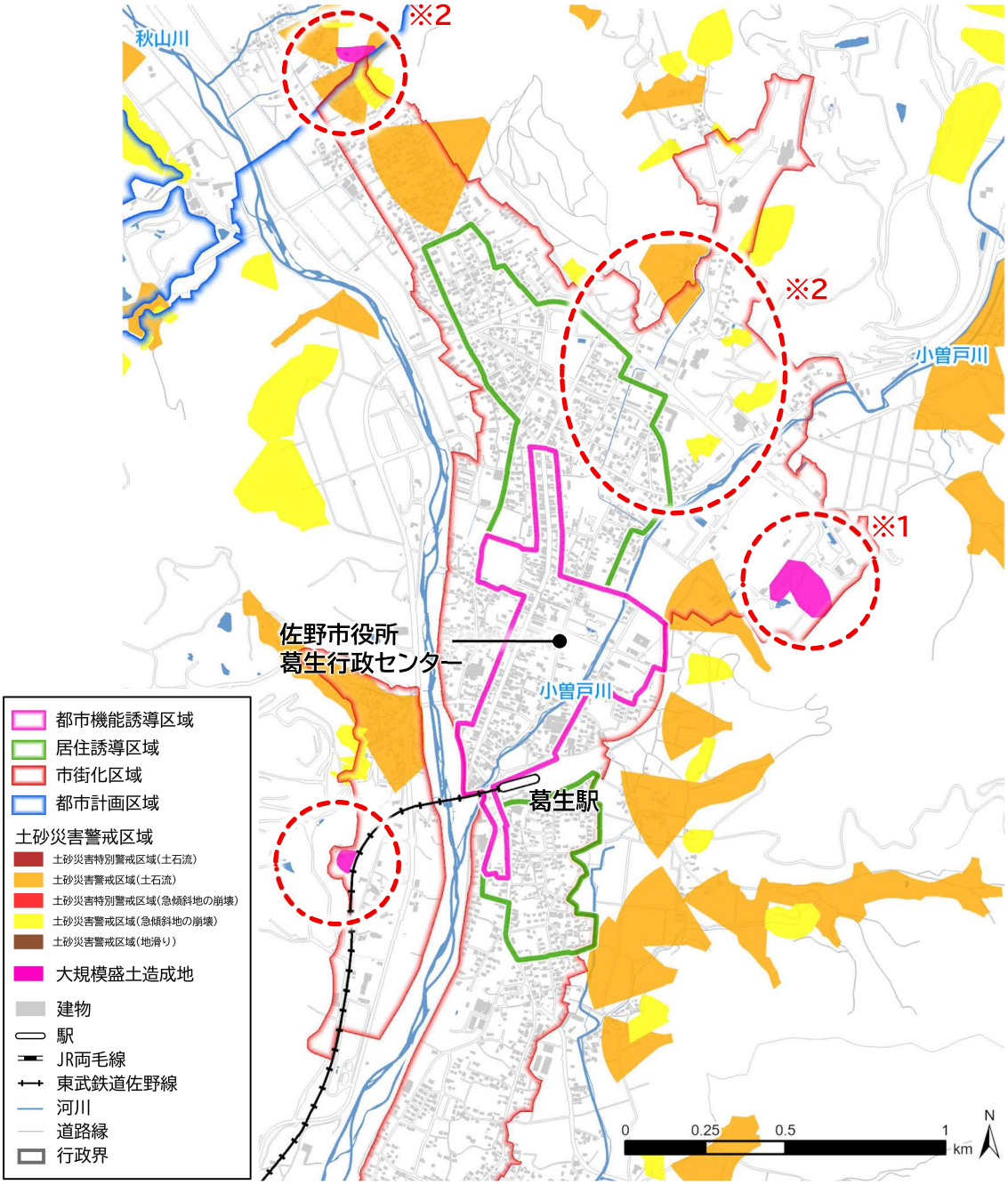


図 7-75　土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地
（葛生エリア）（令和 7（2025）年 7 月時点）

（16）洪水浸水想定区域（計画規模(L1)）

洪水浸水想定区域は河川の氾濫により、建物等の浸水が想定される区域です。L1 とは、河川の洪水防御に関する計画の基本となる、概ね100年に1回の確率で降る雨（計画規模）による洪水浸水想定区域を指します。

防災指針では、想定最大規模（L2）に基づいてリスク分析等を行っておりますが、計画規模（L1）についても参考に掲載します。

計画規模（L1）の対象河川は以下の通りです。

表 7-6　洪水浸水想定区域（L1）の整理対象河川

水系	河川名	解析区間	想定降雨	公表年月日	告示番号	出典元
利根川	渡良瀬川	左岸：群馬県みどり市大間々町高津戸 1078番17地先から利根川への合流点まで	渡良瀬川流域、高津戸上流域の72時間総雨量434mm	H29.7.20	国土交通省関東地方整備局告示第215号	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図
	旗川（国）	左岸：栃木県足利市寺岡町894番1地先から渡良瀬川合流点まで 右岸：栃木県足利市寺岡町870番1地先から渡良瀬川合流点まで	渡良瀬川流域、高津戸上流域の72時間総雨量434mm	H29.7.20	国土交通省関東地方整備局告示第216号	国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図
	旗川（県）	左岸：栃木県佐野市船越町 船越橋から栃木県足利市寺岡町まで 右岸：栃木県佐野市船越町 船越橋から栃木県足利市寺岡町まで	旗川流域の24時間総雨量224mm	R2.6.5	栃木県告示第343号	栃木県の洪水浸水想定区域図
	秋山川（国）	左岸：栃木県佐野市植下町字間之田町 3336番地先から渡良瀬川合流点まで右岸：栃木県佐野市大古屋町字大古屋4541番地1地先から渡良瀬川合流点まで	渡良瀬川流域、高津戸上流域の72時間総雨量434mm	H29.7.20	国土交通省関東地方整備局告示第216号	国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所公表の洪水浸水想定区域図
	秋山川（県）	左岸：栃木県佐野市葛生西2丁目葛生大橋から栃木県佐野市植下町大古屋橋まで右岸：栃木県佐野市あくと町葛生大橋から栃木県佐野市植下町大古屋橋まで	秋山川流域の24時間総雨量285mm	H30.6.5	栃木県告示第311号	栃木県の洪水浸水想定区域図
	袋川	左岸：栃木県足利市月谷町から栃木県足利市川崎町渡良瀬川合流点まで 右岸：栃木県足利市月谷町から栃木県足 利市川崎町渡良瀬川合流点まで	袋川流域の3時間総雨量109mm	H30.6.5	栃木県告示第311号	栃木県の洪水浸水想定区域図

1) 全体

市内を南北に流れる秋山川や旗川のほか、南部を流れる渡良瀬川等による浸水被害が想定され、居住誘導区域においても浸水のおそれがあります。

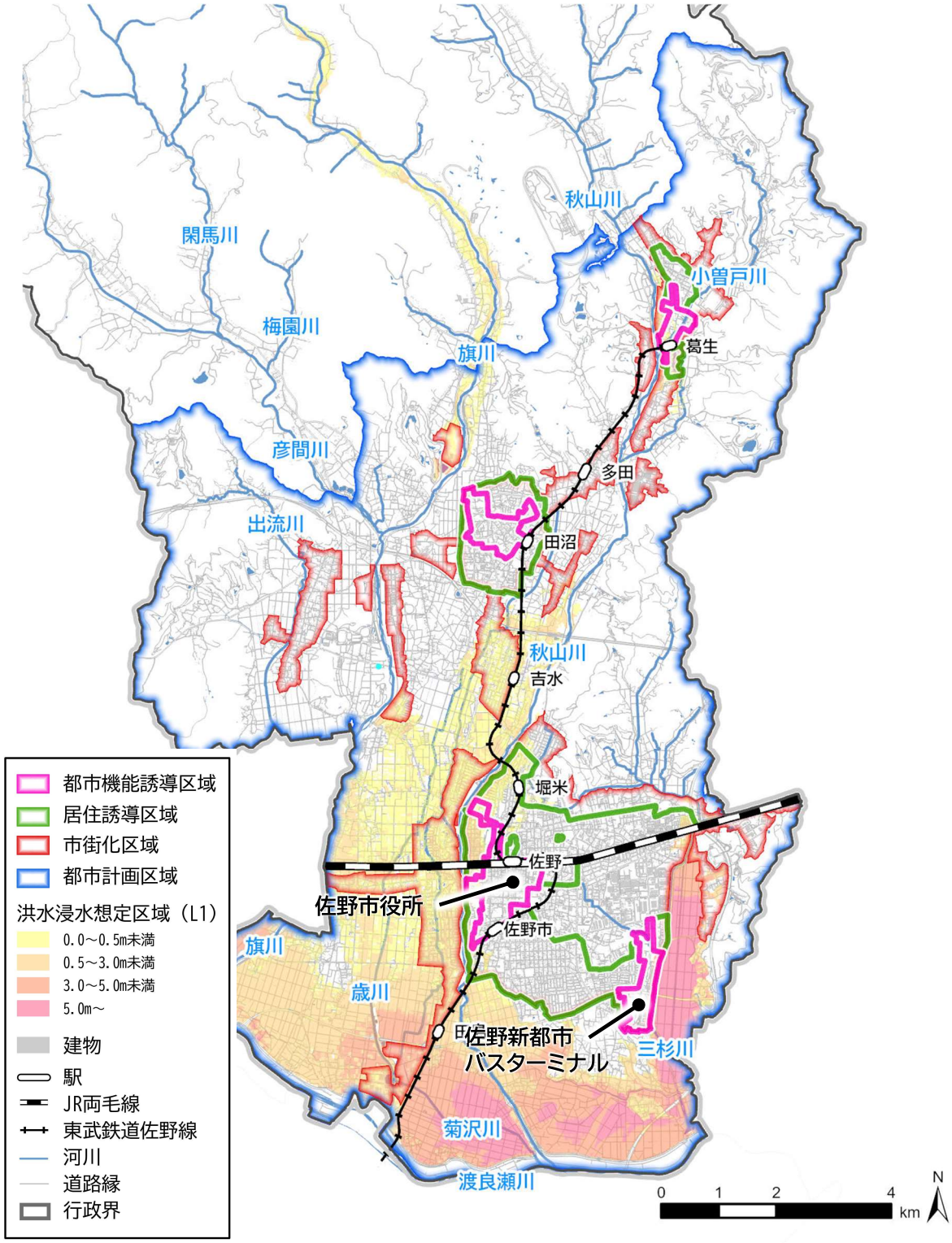


図 7-76　洪水浸水想定区域（L1）（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

(17) 洪水浸水想定区域(L1)×内水ハザードマップ

1) 全体

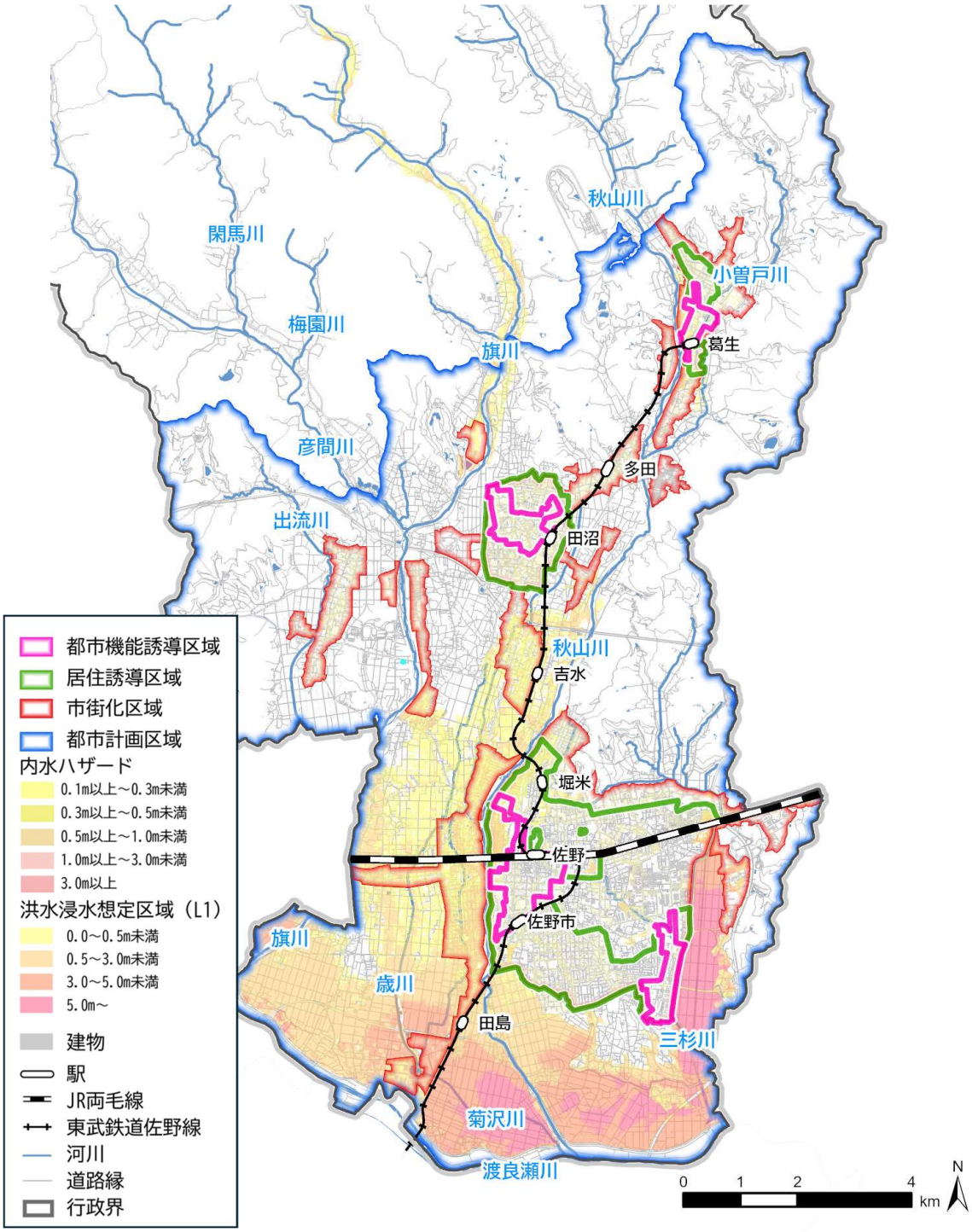


図 7-77　内水ハザードマップ×洪水浸水想定区域（L1）（佐野市全体）
（令和 7（2025）年 7 月時点）

(20) 洪水浸水想定区域(L1)×土砂災害(特別)警戒区域×建物階数、建物分布

市内を南北に流れる秋山川や旗川のほか、南部を流れる渡良瀬川等による浸水被害が想定され、居住誘導区域においても浸水のおそれ※1,2があります。佐野市内では、多くの建物が地上１階又は２階建てとなっていることから垂直避難が困難になるおそれがあります。

居住誘導区域外でも、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に建物が立地している区域があり、垂直避難が困難になるおそれや建物に被害が生じるおそれがあります。

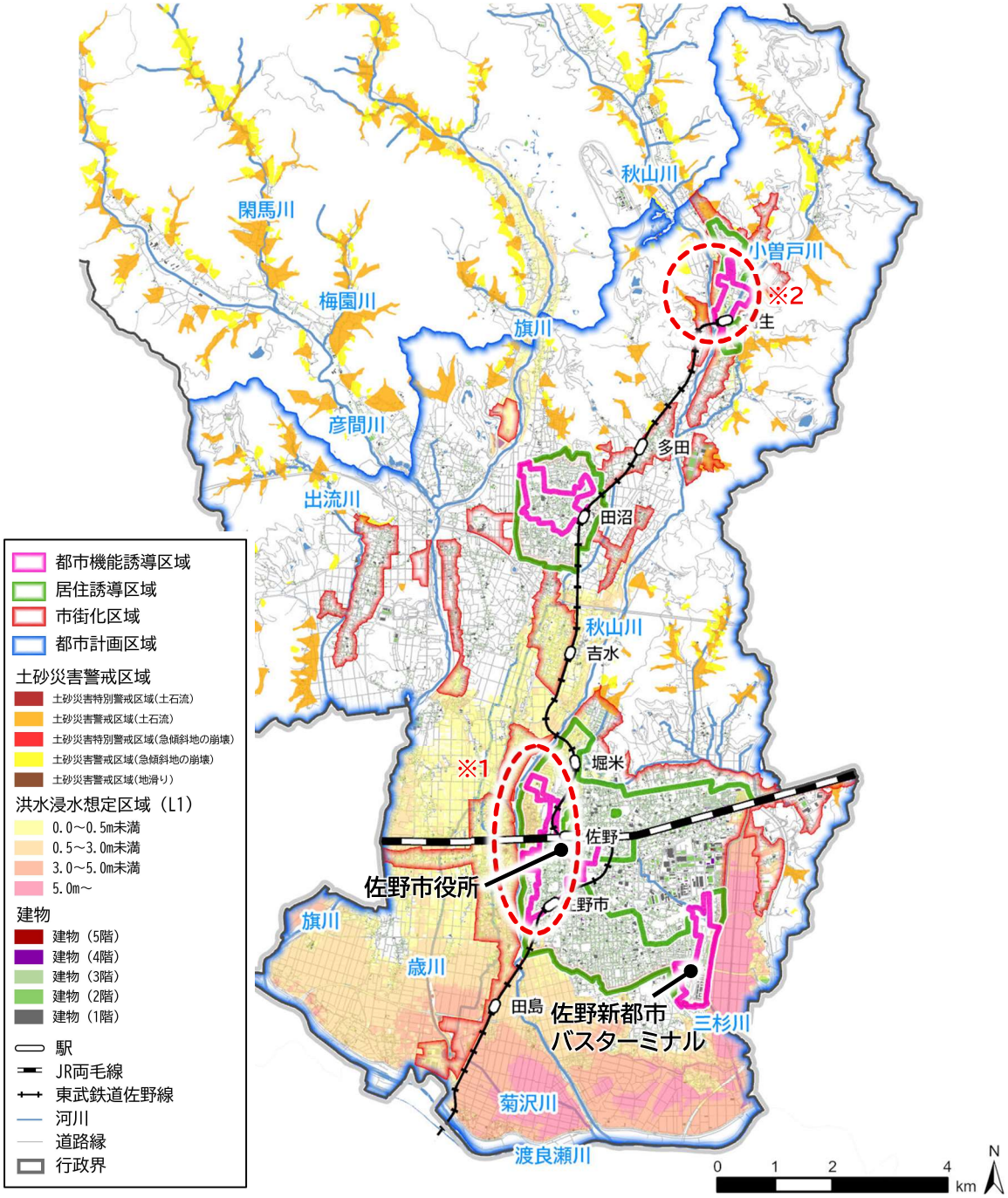


図 7-78　洪水浸水想定区域（L1）×土砂災害（特別）警戒区域×建物階数、建物分布（全体）（令和７（2025）年７月時点）

(21) 洪水浸水想定区域(L1)×指定避難所等

居住誘導区域において、洪水浸水想定区域にいくつかの避難所が立地しており、洪水時には機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。また、避難所からの距離が 800m を上回る地域※1~4が存在します。

居住誘導区域外においても、洪水浸水想定区域に立地している避難所があるため、洪水時には機能障害が生じ、アクセスが困難になるおそれがあります。

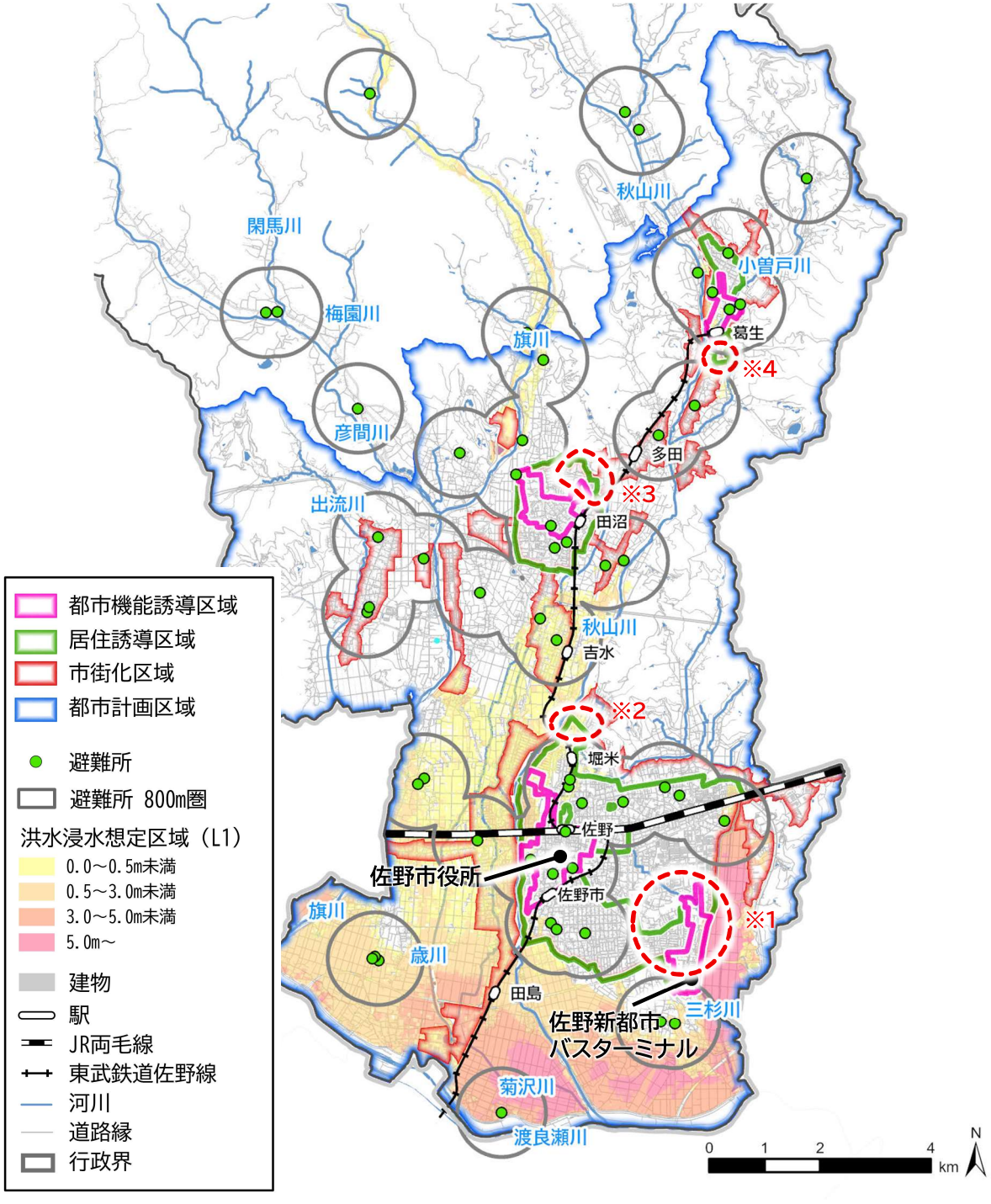


図 7-79 洪水浸水想定区域（L1）×指定避難所等（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

（22）洪水浸水想定区域(L1)×都市機能施設

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域に、要配慮者利用施設や商業施設、医療施設といった都市機能施設が立地しており、洪水時には機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

居住誘導区域外においても、洪水浸水想定区域に都市機能施設が立地しており、洪水時には機能障害やアクセスが困難になるおそれがあります。

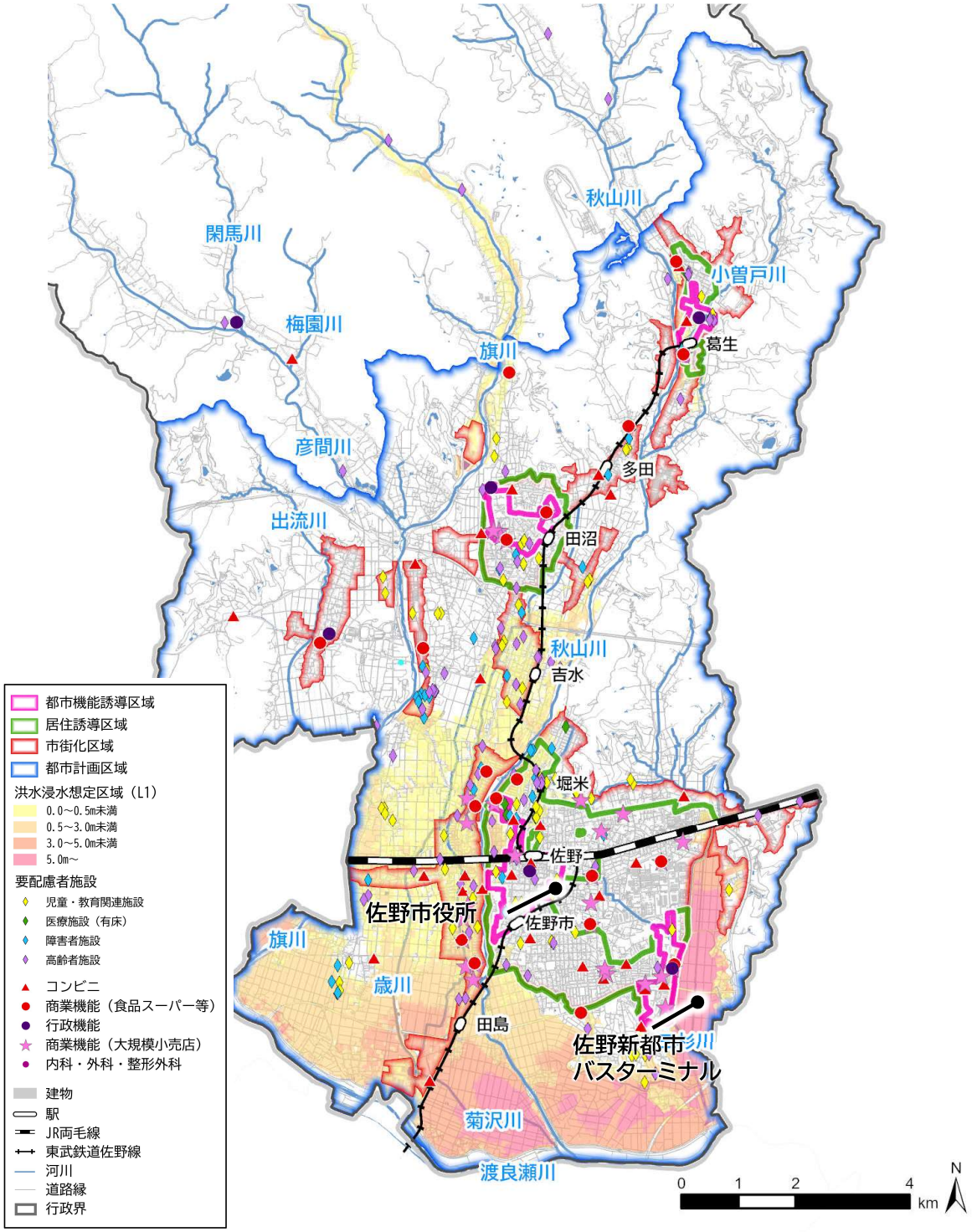


図 7-80　洪水浸水想定区域（L1）×都市機能施設（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

（23）洪水浸水想定区域(L1)×土砂災害(特別)警戒区域×人口分布

一定の人口が存在するエリアにおいても浸水が想定されます。

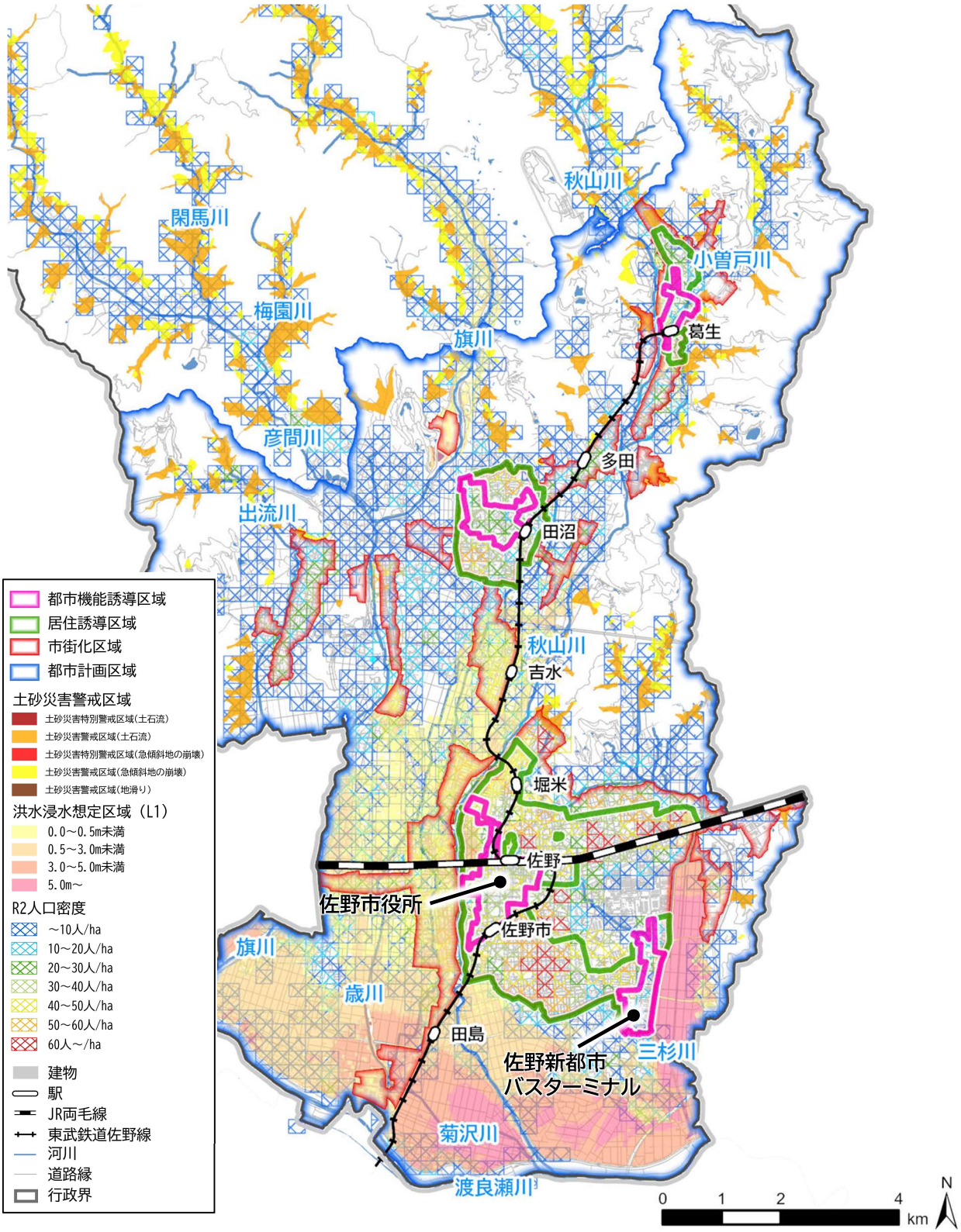


図 7-81　洪水浸水想定区域（L1）×土砂災害（特別）警戒区域×人口分布（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

（24）洪水浸水想定区域(L1)×土砂災害(特別)警戒区域×交通(交通結節点、鉄道、バス)

市内の鉄道やバスの走行経路は一部が洪水浸水想定区域内に位置しています。このため、本市を通る鉄道、路線バス、高速バスは、洪水時に、線路や道路が浸水した場合や橋梁が崩落した場合、運行に支障が生じるおそれがあります。

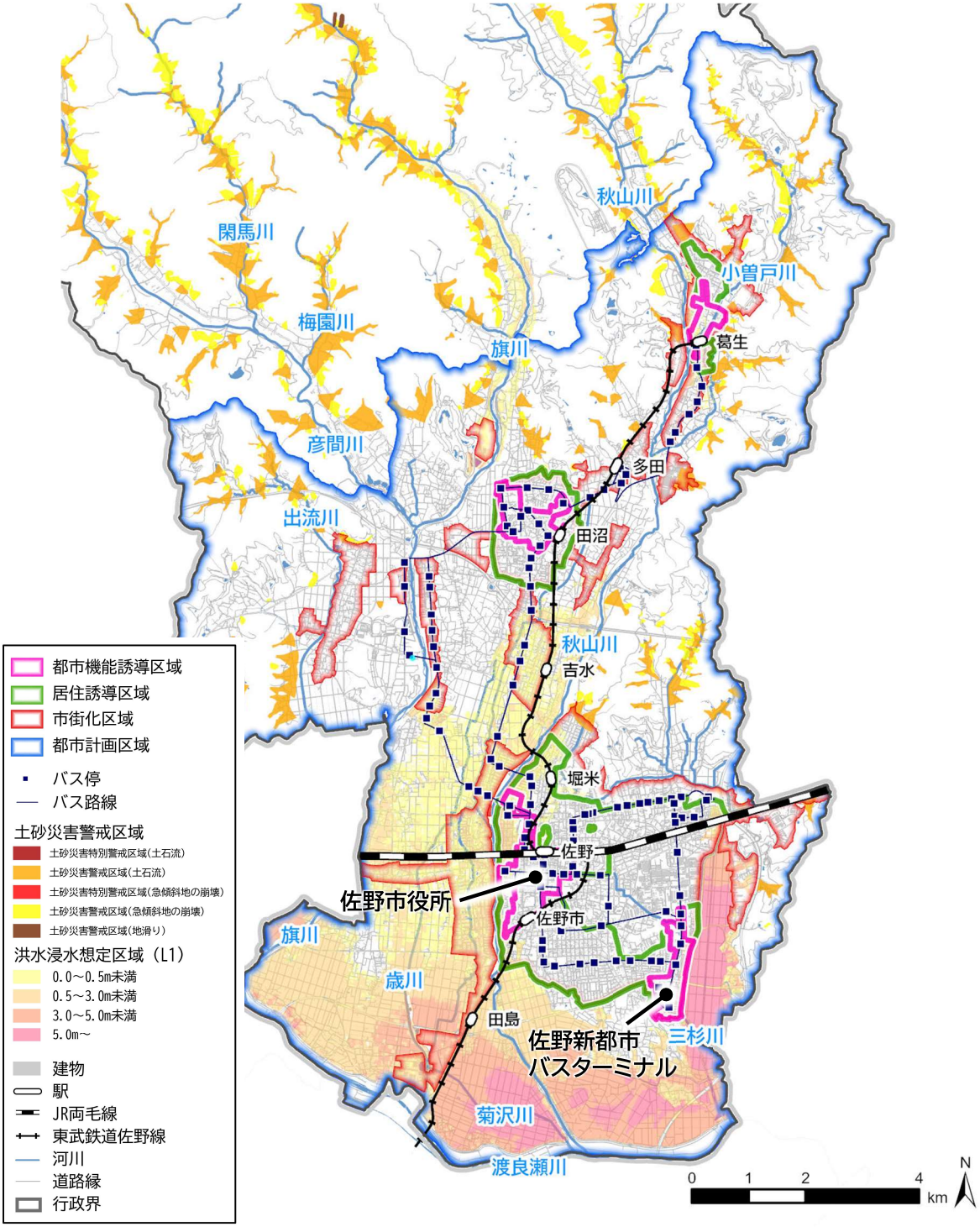


図 7-82　洪水浸水想定区域（L1）×土砂災害（特別）警戒区域×交通
（交通結節点、鉄道、バス）（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

（25）洪水浸水想定区域(L1)×土砂災害(特別)警戒区域×アンダーパス×緊急輸送道路

居住誘導区域内外で複数のアンダーパスが存在※1~5し、0m～3.0m未満の洪水浸水想定区域内にあることから、洪水時は不通になるおそれがあります。

緊急輸送道路は、0.5m～10m未満の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域※6・7を通っており、洪水時は不通になるおそれがあることから、う回路の検討が必要と考えられます。

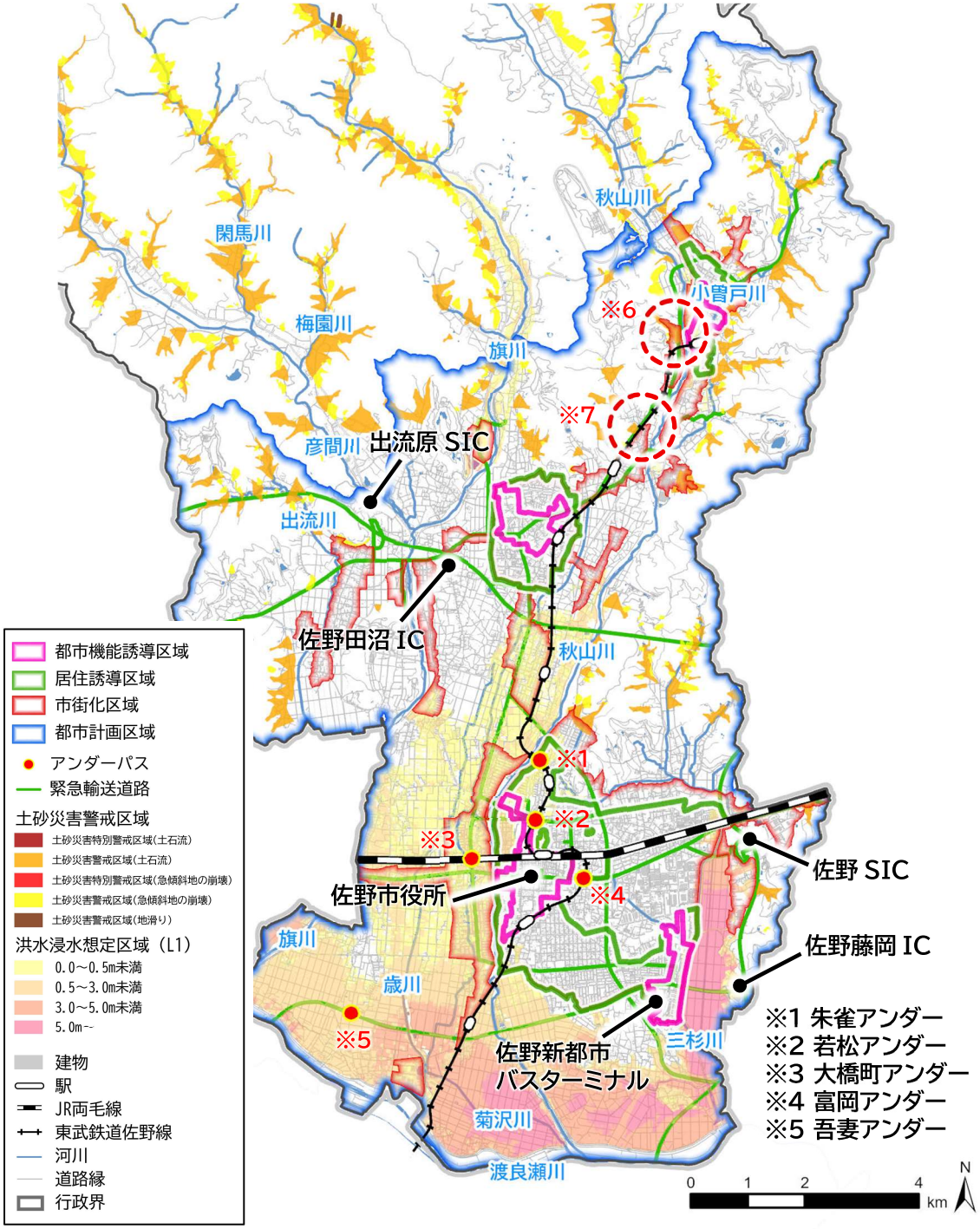


図 7-83　洪水浸水想定区域（L1）×土砂災害（特別）警戒区域×アンダーパス×緊急輸送道路（全体）（令和 7（2025）年 7 月時点）

7.3 用語集

【あ行】

用　語	解　説
アンダーパス	交差する鉄道や道路等の下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路のこと。
インフラ	道路、鉄道、港湾、空港、河川管理施設、下水道、公園等の産業や生活の基盤となる施設。
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。

【か行】

家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
河川防災ステーション	水防活動を行う上で必要な土砂等の緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸等に必要な作業面積を確保するもの。
急傾斜地崩壊危険区域	主に崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により居住者に被害のおそれのある区域。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
地域公共交通利便地域	鉄道駅とバス停の徒歩圏（鉄道駅については 800m、バス停については 300m）。 ※都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26（2014）年、国土交通省）では、「「徒歩圏」は、一般的な徒歩圏である半径 800m を採用…」としている。
洪水浸水想定区域	本計画では洪水浸水想定区域は、下記の 2 種類の降雨規模に対して、川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域を対象としている。 ○計画規模（L1：レベル 1） 100 年に 1 回程度を想定した降雨規模。計画規模降雨は、氾濫による被害を防ぐための計画の目標となる降雨の規模であり、計画規模降雨を下回る降雨が予測されている河川においても、堤防等の河川整備の状況や、雨の降り方によって氾濫が発生するおそれがあるため、注意が必要。 ○想定最大規模（L2：レベル 2） 1 年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)程度の降雨（1,000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではない）。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示している。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設。

【さ行】

用　語	解　説
災害ハザードエリア	災害ハザードエリアは災害の危険が大きい区域であり、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等が含まれるレッドゾーン、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等が含まれるイエローゾーンがある。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。
浸水継続時間	洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すもの。
垂直避難	急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった際、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、避難所へ避難せず、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つこと。
水防拠点	河川堤防沿いに洪水時にも冠水しない高さに盛土され、緊急復旧活動、資機材備蓄、水防倉庫等のためのスペースを確保し、ヘリポートや車両交換場所等を整備した場所のこと。
生活利便施設	住宅の周辺にある生活に必要な施設。診療所や郵便局、小売業の事務所等。

【た行】

大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 ㎡以上、または、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上のもの。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市計画区域	将来の都市活動の見通しを勘案し、中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。県が指定する。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【ら行】

ライフライン	電気・水道・ガス・通信等の日常生活に必要な設備。

7.4 策定体制

策定委員会

- 都市建設部長
- 総合政策部政策調整課長
- 総合政策部総合戦略推進室長
- 総合政策部財産活用課長
- 行政経営部行政経営課長
- 行政経営部危機管理課長
- 市民生活部市民生活課長
- こども福祉部社会福祉課長
- 健康医療部医療保険課長
- 産業文化スポーツ部産業政策課長
- 産業文化スポーツ部農政課長
- 都市建設部都市計画課長
- 都市建設部交通政策課長
- 都市建設部都市整備課長
- 都市建設部道路河川課長
- 技術センター部管理課長
- 上下水道局企業経営課長
- 上下水道局下水道課長
- 教育部教育総務課長
- 教育部学校適正配置課長
- 教育部学校管理課長

策定懇談会

- 学識経験者
- 佐野市町会長連合会
- 関係団体（商工会議所、建築士会、防災士連絡会等）
- 関係行政機関

7.5 策定(改定)スケジュール

年月	予定
令和 7（2025）年 7 月	第 1 回策定委員会
12 月	第 1 回策定懇談会
令和 8（2026）年 1 月	第 2 回策定委員会
2 月	第 1 回策定懇談会
3 月	都市計画審議会
5 月	政策調整会議 政策会議
6 月	議員全員協議会
7 月	パブリックコメント
8 月	策定、公表